

令和元年

三重県議会定例会会議録

（ 9 月 26 日 ）
（ 第 11 号 ）

第11号
9月26日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 11 号

○令和元年9月26日（木曜日）

議事日程（第11号）

令和元年9月26日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第24号
〔委員長報告、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第24号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介
36	番	村 林	聡

37	番	今 井	智 広
38	番	北 川	裕 之
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書 記（議事課長）	西 塔 裕 行
書 記（企画法務課長）	枡 屋 武
書 記（議事課課長補佐兼班長）	平 井 靖 士
書 記（議事課主幹）	松 本 昇
書 記（議事課主任）	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

竹 川 博 子
山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月24日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第24号について審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
24	令和元年度三重県一般会計補正予算（第3号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年 9 月 24 日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第 1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

〔46番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○46番（青木謙順） おはようございます。津市選出、自由民主党県議団の青木謙順でございます。

今期は最初の質問になります。いろいろこの夏の間に御要望等を聞いた機会がございましたので、含めて、今回質問をさせていただきたいと思います。

さて、皆さんもうよく御存じのとおり、先日も式典があったわけでございますけれども、今日、60年前の今日が当たり日でございます。伊勢湾台風が上陸いたしました。

県内で1200名を超える尊い命が失われ、建物の全壊だけでも5000棟を超えると、日本の災害史を塗りかえたと言われる、あの未曾有の大災害から60年が過ぎようとしています。

犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意をささげるとともに、深い悲しみに耐え、多くの苦難を乗り越えてこられました御遺族の皆様方に衷心より敬意を表したいと思います。

また、今月4日から6日にかけて降り続いた大雨では、5日と6日の未明には時間120ミリ以上という驚異的な雨量が観測されまして、県北部を中心に河川の氾濫や、また土砂崩れ、冠水などにより人的被害や住家被害をはじめとする大きな被害が発生をいたしました。お亡くなりになられました方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様方にお見舞い申し上げたいと存じます。

さらに、危険箇所の見回り、そして応急措置など、夜間の悪天候の中、被害の未然防止や軽減のために御尽力をいただきました、例えば消防団や水防団をはじめとする関係機関の皆様には、改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、質問に移らせていただきます。

昨年7月の西日本豪雨や今年8月の九州での浸水被害、そして今月に入ってから冒頭に申し上げましたけれども、本県北部を中心とした大雨、そして関東地方に大きな被害をもたらしました台風第15号など、全国各地で大規模な豪雨災害が発生してございます。

河川における防災対策は、特に河川改修では、先に上流部分を進めると下流部分で水があふれる結果にもなるために、原則下流側から整備を行うこととなっていると伺っておりますが、この原則どおりに整備を進めていくとしますと、昨今の財政難の折、例えば中流部とか上流部への対策はなかなか進まない。1本の川、ひいては流域全体の治水安全度の向上が十分に図られないという問題が出てまいります。

このため、近年では流域ごとに関係機関で大規模氾濫減災協議会など設置をして、総合的な対策を講じるなどの取組が進められていると伺ってございます。

そこで、まず今日の質問でございますけれども、河川における総合的な防災対策ということで、そのような総合的な取組について、川の上流、中流、下流といったそれぞれの箇所においてどのような取組が進められているのかについてお伺いしたいと思います。

先ほども述べましたが、近年、全国各地で発生している大規模な豪雨災害を鑑みますと、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものというふう意識を変える、水防災意識社会の構築という考え方がますます重要になってきていると思います。

実際に、ハード整備には巨額の費用と長い年月を要しますし、特に河川の上流部では河道が狭く、そしてゲリラ豪雨により一気に水量が増加すると越

水等に至ることがございます。

近年の豪雨災害からもわかるように、ハード整備はもちろん重要なんですけれども、それとあわせてソフト対策のより一層の充実を図ることが重要だと思います。

今年2月の、今この議場にはおみえになりませんが、水谷前県議会議員の代表質問でも答弁をいただいたところでございますけれども、県としてはソフト対策を推進するための具体的な事業として、危機管理型水位計の県管理河川への設置について昨年度から3カ年の計画で進めていただいています。

上流部分に限ったものではありませんけれども、これまで通常の水位計が設置できなかった中小河川や上流部分までカバーできるものとして、積極的に設置を進められてございます。

質問をしたこともありまして、その後執行部の方から詳細に伺ったところでは、危機管理型水位計とは簡易型水位計とも呼ばれておりまして、洪水時の河川水位をスマートフォン等でリアルタイムに把握できるものでございます。

パネルを見てください。（パネルを示す）

こちらがそのスマホの画面になりますが、使用方法も割と簡単です。川の水位情報と検索するか、PRチラシ等のQRコードを読み取っていただくとこの画面になります。

危機管理型水位計のページに入り、見たい河川の地点の水位計をクリックすると河川の水位が確認できるようになっています。

なお、この危機管理型推計は、平常時には1日に1回のみの計測となっており、河川が増水していないときにネットで確認していただいても、常時の水位観測がされておらず、役に立たないと思われるかもしれませんが、実は、実際に川が増水して護岸の約半分の高さになると、5分置きに計測がされるようになるすぐれものだと思っています。

ぜひ、PRにも力を入れていただいて、地域住民の自主的な避難行動や避

難準備に役立つ取組を進めていただければと思っています。

さて、このように期待値の高い危機管理型水位計ですが、津管内では、例えばうちの近所にあります大村川とか波瀬川とか天神川とか、穴倉川など、10カ所の設置が完了したと伺っておりますが、県全体の現在の進捗状況と、当初に計画していた設置予定が全て完了した後に、地域からの要望にさらに設置が必要だと思われる箇所が出てきた場合、県として設置場所の追加等は御検討いただけるのか、お伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 危機管理型水位計の設置状況と今後の設置箇所につきましてお答えをいたします。

危機管理型水位計につきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年で181カ所に設置する予定でしたが、計画を1年前倒しして、今年度中に全ての箇所の設置を完了する予定としております。

設置箇所数につきましては、市町からの追加設置要望を反映し、当初計画より24カ所多い205カ所に設置する予定としております。

また、全ての設置が完了した後、地域からの御要望があった場合は、国、県、市町で構成する大規模氾濫減災協議会において協議をした上で、必要な箇所につきましては、追加設置をしていきたいと考えております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 昨年の質問したときから、さらに増設の計画をしていたいております。今も181の予定を1年前倒しで24プラスして205という数字を示していただきました。さらにまた協議会でというようなことでございませうけれども。

非常に前向きな御答弁をいただきました。そして、力強い御答弁と思っています。

地域の皆さんの不安解消のためには、必要な対策を着実に進めていただいていることがよくわかりました。そういう値段的な部分もあると思いますし、いろんな形で進めていただければなと思っています。

せっかく、今、私もびっくりしたんですけれども、そんなに進んでいるのかということで、ちょっとここでひとつ欲張って最近の情報をお伺いしたいと思うんですけれども。

近年、国土交通省のほうで、洪水時の切迫感をより伝えるために、同じ簡易型ということで、簡易型河川監視カメラというのをよく聞くんですけれども、今年度から設置していくというお話もちんちらお伺いするんですが、余り聞きなれない言葉である簡易型の河川監視カメラというのは、一体どんなものなのか。また、県としてこの簡易型河川監視カメラの整備についてはどのように考えてみえるのかも一つ追加で教えてください。

○県土整備部長（渡辺克己） 簡易型河川監視カメラの県管理河川への導入の考え方についてお答えをいたします。

簡易型河川監視カメラは、従来の監視カメラと違い、動画ではなく、5分ごとの静止画を送信するなど機能を限定し、低コスト化することで中小河川での普及を図り、地域住民に洪水時の切迫感を伝えるために開発されたものでございます。

国直轄河川におきましては、国土交通省が今年度から順次設置していく予定と聞いております。

県といたしましても、簡易型河川監視カメラは地域住民の避難行動につながる有効なソフト対策であると考えております。今後は、維持管理コストや夜間の視認性などの課題を整理した上で、県管理河川への設置に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今カメラについても低コスト化という基準に立って、少しでも広げていきたいというお話がございました。

また実際、私も地元の上流に住んでいるわけなんですけれども、川が増水してまいますと、例えば地域の消防団の方とか、責任感の強い自治会長なんか、すぐ川の水位状況を見に行かれるんですね。非常に気になっているんです。

何かあったらどうしようかと、その正義感で、何か巻き込まれたらどうしようかというようなことも思っておりました。

今月の上旬の大雨でも、小規模な河川の氾濫がございましたし、被害が出ております。付近の県民の皆さんも、今の答弁を聞かれて、少し安心されているんじゃないかなと思います。

ぜひ、このような中小河川にも目を向けた対応というものも既にかなり積極的に進めてもらっていると思いますけれども、今後も一層の事業推進を図っていただくとともに、PRが弱いような気がしますね。やっぱりせっかく整備していただいているものが、今この一般質問で聞いてわかるということで、非常にどうなのかなと思ってまして、積極的なPRをいただきますようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きましては、先ほど言いましたが中下流部の取組として河道掘削について伺いたいと思います。

近年、頻発、激甚化する豪雨災害に対して、政府は防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により河川堤防整備や河道掘削等のハード対策についても集中的に進めるとしていますが、本県におきましては、今年度の県土整備部の予算を見据えていきますと、6月補正も含めまして河川事業で100億円以上の予算を確保していただいております、これにより、河川改修とか、例えば耐震対策等が進捗することに大きな期待を寄せている1人でもございます。

さて、この強靱化予算においては、河道、道ですね、河道掘削についても重点的に進めることができると聞いてございますけれども、維持管理で対応している表面上にある堆積した土砂を掘削する、河床掘削、床、河床掘削に比べて、この河道、道ですね、の掘削は川の底面を掘削して、川の断面自体を広げることで、川をあふれにくくさせる取組として大変効果的であると聞いています。

例えば、私の地元である津管内では、雲出川等において効果的な事業であると思うんですけれども、県として強靱化予算を活用した河道、道のほうで

す、河道掘削についてはどのように進めていく予定なのか、お伺いしたいとも思いますし、この強靱化予算を活用して実施を予定しているその他の河川事業についても内容を伺いたいと存じます。よろしくお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 強靱化予算を活用した河道掘削及びその他の河川事業の内容についてお答えを申し上げます。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、平成30年度からの3か年で集中的にハード、ソフト対策を実施するというものでございまして、県管理河川では15河川でハード対策を実施することとしております。このうち、一級河川木津川、二級河川朝明川など、7河川において河道掘削、樹木伐採を実施することとしております。

その他のハード対策といたしましては、二級河川安濃川などにおいて、堤防や水門の耐震対策をはじめ、避難のための時間を確保するため、堤防を粘り強くする危機管理型ハード対策などを実施することとしております。

さらに、ソフト対策では、洪水浸水想定区域図の作成を進めます。

また、国の直轄事業と連携して、効果的に事業を推進することを目的に、今年度創設されました事業間連携河川事業についても、国土強靱化のための3か年緊急対策に位置づけられており、一級河川熊野川の河道掘削、二級河川志登茂川の高潮対策事業が採択をされております。

これらの国土強靱化対策のほか、二級河川相川、二級河川神内川では、今年度創設されました大規模特定河川事業により、橋梁のかけかえなどを実施することとしております。

今後も、これらの対策の早期効果発現に向けて、着実に取り組むとともに、河川事業全体としてより一層事前防災・減災対策を進めてまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今、聞かせていただきました。強靱化予算を有効に活用して、積極的な河川事業を進めていただく予定であるということに気づかせ

ていただきました。

続いて、少し限定したポイントの案件になるのですが、3年前の11月にも名松線の沿線沿いということで、少し触れさせてもらった河川の合流域における河川改修についても伺いたいと思います。

具体的には、津市内を流れる雲出川水系赤川の治水対策なんですけども、御承知のとおり、赤川については雲出川との合流地点において過去から昭和28年の台風第13号、それから昭和34年の伊勢湾台風、昭和57年の災害など、豪雨に伴う洪水の被害をたびたび受けているんですけども、昨年7月に発生した西日本豪雨においても、岡山県倉敷市真備地区において発生した堤防決壊では、バックウォーター現象という言葉が大々的に報道されましたが、このような大河川と中小河川の合流域付近にお住まいの方々におかれては、大きな危機感を覚えられているのではないかと思います。実際、台風が近づくとお電話をいただくこともありますし、君ヶ野ダム大丈夫かとか、そういう関連のところにも質問があるわけであります。

協議会もつくって、しっかり地元では盛り上げてはいただいているんですけども、県としても、改めて高い危機意識を持つての対応について御検討いただいているとは思いますが、冒頭にも申し上げましたとおり、私は水系としての一体的な対策というのは必要であると考えていますので、例えば赤川のような国直轄河川の支川については、本県の河川整備にあわせて対策を講じていただくことが防災、減災により一層効果的であると考えますけども、県としてどのように考えてみえるか、さらにお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） 河川の合流域における河川整備について、現状と今後の方針についてお答えをいたします。

国直轄河川の支川における河川整備につきましては、本川である直轄河川の整備にあわせて支川も一体的に整備を進める必要があると考えております。

県管理河川であります赤川流域における浸水被害は、雲出川本川の水が赤川へ逆流することが原因であると考えております。

そこで、国土交通省では、雲出川本川と赤川の合流点付近で家屋浸水被害

が発生しないよう、堤防整備などの対策を実施することとしておりますが、現在は、赤川合流点の整備に先立ち、合流点より下流の雲出川の河道掘削を実施しているところでございます。

このため、県におきましては国土交通省に対し、雲出川下流の河道掘削の完了後、引き続き、赤川合流点付近の堤防整備が早期に実現されるよう要望しているところでございます。

また、国の堤防整備実施時には、県における赤川の整備が円滑に進められるよう、国土交通省と十分に連携調整をまいります。

以上です。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 国土交通省のほうでは、いつも要望等を地元の方と一緒にに行くわけですが、雲出川において防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用することにより、雲出川と赤川の合流点より下流部の河道掘削、かなり進捗するようなことも聞いていますので、河道掘削完了後も遅れることなく合流点の対策を進めていただくことが重要であると思いますので、今回はずっとこの上流から中、下流と質問させていただいたんですが、非常に前向きな地元の地域の方が安心につながる答弁もいただきましたので、地域の皆さんにかかわって感謝申し上げたいと思いますし。冒頭で申し上げましたとおり、ハード整備ができれば安心ということじゃなくて、想定を超える災害に備えまして、ソフト事業も一緒に進めていくことが重要だと思っておりますので、引き続き、ハード、ソフト両面からの一体的な事業の推進を図っていただくことを、せっかくこんなに頑張っているのですから、もっとPRもしていただきながらお願いを申し上げまして、次の質問項目に入らせていただきます。

次に、農林業の振興について伺いたいと思いますが、農業や林業は我々県民の食とか暮らしを支えるとともに、国土保全とか水源涵養など、様々な機能を有しておりまして、私の地元である津市においても、農業や林業は中山間地域における主要な産業として、その振興を図っていく必要がご

ざいます。

これまでも一般質問において、何度もその振興策については質問されておるんですけども、今回は特に地元津市や、それからいろんな団体からの要望が多かった種子生産に関する条例のことで、それから森林経営管理制度の円滑な実施に向けた市町支援の２点について特にお聞きしたいと思います。

さて、国が主要農作物種子法を廃止してから、２シーズン目の水稻収穫が終わろうとしております。

この間、県は、種子法を廃止後、直ちに三重県主要農作物採種事業実施要綱を制定されました。これまでの体制を維持しながら、主要農作物種子の安定生産、供給に向けて取り組むとともに、三重県採種事業検討会を設置して、三重県米麦協会やＪＡグループと連携して要綱に基づく種子生産の確認とか、検証を行って、現在のところ種子生産に支障はないと聞いております。

一方、私のもとには、地元の水稲種子生産に取り組む農家の方、たくさんみえるんですけども、をはじめとして、地元のＪＡの幹部の職員さんからも種子法が廃止されて将来の種子生産に県が関与してくれるのか不安やと。また、農家の不安を払拭するために、種子に関する県条例が必要やないか等々の声をたくさんいただいております。

また、県のＪＡグループからも、たしか９月９日の県連への、そして会派への要望活動だったんですけども、種子条例の制定について要望が寄せられておると。現在のところ支障はないというものの、やはり農業関係者の不安の声に耳を傾けていくことが必要ではないかと、私も感じました。

他県でも同様の状況にあり、既に１１の道、県で条例が制定され、制定に向けた動きがある県も多いと伺っております。

農地に占める水田の割合が高い三重県においては、稲、麦、大豆という主要農作物種子の安定供給について、農家の皆さんが安心できるような姿勢を示すことが今重要であり、主要農作物の種子に関する条例の制定は、県としての姿勢を示す一つの大事な方法ではないかと思っています。

そこでお伺いしますけども、県として主要農作物の種子に関する条例、制

定することについて、どのように考えてみえるのか、これは知事にお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 主要農作物の種子に関する条例の制定についての考え方ということで答弁をさせていただきます。

県では、昨年４月の主要農作物種子法廃止後も切れ目なく採種事業の実施に係る県要綱を制定し、従来と同様に、稲、麦、大豆の優良種子の安定供給の確保を図っているところであります。

また、新たな要綱のもとでの種子の生産状況、審査手続等を確認検証するため、昨年５月にＪＡをはじめ、全農みえや三重県米麦協会等など関係機関の参画のもと、検討会を設置し、現時点においては優良種子の確保について特段の支障がない、そういう状況であり、これまでもそのように県議会でも答弁をさせていただいております。

こうした中、８月に開催した検討会では、種子生産に取り組んでいる近隣県での条例制定も背景に、採種事業を継続するという農業者へのメッセージとして、条例化を検討してはどうかとの意見が委員から初めて出されました。

また、８月２０日に行いました県内農業団体と私との意見交換会において、ＪＡグループや県米麦協会から知事に対する要望として、正式に、初めて主要農作物種子の安定供給に対する不安を払拭するための条例制定を熱望する声をいただきました。

さらに、私自身、県内各地域を訪問させていただく中で、農業者をはじめ、多くの県民の皆さんから直接条例制定を望む声をお聞きしたところです。

こうした多くの声を重く受けとめ、現在の要綱に基づく種子生産の体制について改めて検証を行い、私は知事として、県民の食の源となる稲、麦、大豆の種子生産への不安を払拭し、関係者が一体となって本県の採種事業を支えていくための新たな条例が必要との判断に至りました。

県民の安全・安心な暮らしを最優先に考える県政運営の基本姿勢のもと、新たな条例を礎として、三重県農業を守り、優良種子の生産と安定供給を将

来にわたって維持していきたいと考えています。

今後は、種子生産者をはじめとする農業者や関係団体、また、県議会の皆さんからの御意見を十分にお聞きしながら、令和2年6月定例会会議での議案提出をめどに検討を進めてまいります。（拍手）

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 非常に尊い決断をいただいたなと思っています。非常に力強い、それも具体的な月まで示していただいたということで、農家の皆さんはもちろんのこと、JAなど関係機関の皆さんにも知事の思いが届いているのではないかと思います。

答弁にも今いただきましたけども、ぜひ関係者の皆さんと連携して、よりよい県条例をつくっていただきますようお願いしまして、時間も半分になってきましたので、次の森林経営管理制度の円滑な実施に向けた人的支援についての質問に移らせていただきます。

平成31年、もう令和ですけど、最後のほうですね、4月1日、今年度最初ですが、森林経営管理法が施行され、今後は経営意欲のない森林所有者にかわり、市町が主体となって森林の経営管理や森林整備を実施していくこととなりました。

この新たな制度のもとでは、市町により森林所有者の経営に関する意向調査が行われまして、調査実施後は、経営委託を希望する森林については森林整備に精通した、例えば森林組合などの林業事業体と連携して、森林の現況調査や森林境界の確認を進め、森林所有者との経営管理権の設定などを行って、林業経営が可能な森林であるか等の施業プランを検討する必要があります。

こうした結果、こうした調査とか確認作業や、森林所有者との打ち合せ、施業プラン等の作成に際しては、森林、林業に関する専門的な知識や技術的な知見が必要不可欠でございまして、県内において、林業の専門職員を配置している市町はほとんどないと。一般の行政職員のみで対応にはもちろん限界があると、御意見を市長会等からもお聞きしております。

同法においては国県の市町に対する援助が定められておりまして、県は森林環境譲与税の県配分を活用して、令和元年度からみえ森林経営管理支援センターを新たに設置して、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して相談対応や巡回指導など市町への支援が行われると聞いているんですけども、だがしかし、そのセンターに配置されている人員は、アドバイザー３名、それから補助スタッフが２名ということで、そういう数にとどまっている関係で、県内29市町をカバーするために十分な体制とは言いがたい状況ではないかと思っていますし、いろんな声を聞いていますと、もうこれ喫緊ということを感じています。

そして、このことから森林環境譲与税を活用して市町が行う未整備森林の間伐等、新たな森林経営管理制度の円滑な実施を促進するために、同センターの人員を拡充したり、また、同センターにおけるアドバイザーとか、それから林業普及指導員等、専門的技術的知見を有する人材を積極的に市町へ派遣するなど、実施主体である市町へのさらなる人的支援が必要であると思うんですけども、森林経営管理制度の円滑な実施に向けた市町へのさらなる人的支援については、県としては、今後どのように対応していく予定なのか、県当局のお考えをお伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 森林経営管理制度の円滑な実施に向けました市町へのさらなる支援ということでお答えをさせていただきます。

森林経営管理法が施行され、市町を主体とした新たな森林経営管理制度がスタートし、各市町においては意向調査の対象とする森林の抽出や所有者情報の整理、地元説明会の開催など、森林所有者への意向調査の実施に向けた取組が進められています。

県においても、これまで地域機関ごとに林業普及指導員等が中心となって実施していた市町支援の体制を拡充するため、今年度新たに市町からの相談窓口となるみえ森林経営管理支援センターを一般社団法人三重県森林協会内に設置をいたしました。

支援センターでは、3名のアドバイザーを中心に相談対応や巡回指導を行っており、これまでに全ての市町を訪問し、事業の実施体制や要望等について個別に聞き取りを実施したところでございます。

現在は、聞き取り結果をもとに森林経営管理法に基づく取組についての全体計画や年間事業計画の作成について提案を行うなど、各市町の実情に即したきめ細やかなサポートを行っております。

また、市町職員のスキルアップのため、本年4月に本格開校いたしましたみえ森林・林業アカデミーにおいて、市町職員向けの講座を実施し、18市町から27名の方に受講をしていただきました。

8月29日までの全11回の講座の中で、森林、林業行政に関する基礎知識に加え、森林の資源管理や利活用の先進事例を学んでいただいたほか、意向調査を実施するに当たっての具体的な事例を踏まえた課題等を抽出し、その解決策についてグループで話し合うなど、実践的な講座を実施いたしました。

参加した市町職員からは、現在取り組まなければならない事例をテーマに、実践的な講義を受講でき、業務を進める上で参考になった。グループワークなどで他の市町の意見が聞けてよかったなど、好意的な感想や御意見をいただいております。

さらに、本年9月から市町が森林経営管理法に基づく業務を推進する上で生じた法的課題に対し、適切な対応が行えるよう、弁護士会と連携して法律相談窓口を設置したところでございます。

今後も、市町からの意見や要望を丁寧に聞き取り、今年度の取組状況も踏まえながら、みえ森林経営管理支援センターの体制の充実についても検討を行いますとともに、みえ森林・林業アカデミーにおける市町職員講座のブラッシュアップを行うなど、新たな森林経営管理制度が円滑に進むよう、しっかりと市町をサポートしてまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今の市町の実情を踏まえた御意見や要望を丁寧に聞き取ると、それからみえ森林経営管理支援センターの人員の拡充とか、みえ森

林・林業アカデミー、うちの近所にあるんですけれども、その市町職員講座のさらに充実という御答弁いただきました。

方向性としては、今聞かせていただいて、市町の意向に寄り添ってサポートしていただける方向なのかなと受けとめさせていただいているんですけども、今、センターを三重県森林協会内に設置されておるわけですが、その森林協会の会長か幹部の方が今大丈夫かと言うてみえるわけでございますので、その辺をやっぱりもっと緊張感ある受けとめをしながら、さらに考えていく必要があると思うんですけども、その市町において森林、林業の専門知識を持ったスタッフがほとんどいない現在の中で、県からの支援も仰ぎつつ、模索しながらその取組を開始しているということですけども、この森林経営管理法の施行によって、地域の森林管理に対して市町の果たす役割は非常に高くなっています。そして、県に、まずタイミングよく市町のサポートを的確に行っていくことが求められていると思うんですけども、そうした面から森林経営管理支援センターの人員拡充はもちろんのこと、その市町が直接、地域林政アドバイザーとして職員を雇用する際にも必要な知識とか経験を持った人材リストを作成するなど、人材バンク的な機能、こういったものを、機能を果たすことは有効な手段ではないかな、さらに考える必要があるのではないかと思います。

これは一つの自分なりの提案ですけども、県の林業技師とか、それから森林組合職員及び森林土木系のコンサルタントのOBなど、幅広く林業の知識と経験を持った人材の登録制度を創設して、必要に応じてその情報を市町に提供していくようなこともしていただくといいんじゃないかなと考えるんですけど、そんな考えは県のほうにはあるんでしょうか。

○農林水産部長（前田茂樹） 地域林政アドバイザーは森林、林業行政に関する知識、経験をもとに、市町の担当者や地域の林業関係者への指導や助言等を通じまして森林、林業行政を支援する人材として市町が雇用することが可能ということになってございます。

みえ森林・林業アカデミーにおきましても、地域林政アドバイザー講座と

いうのを設けまして、アドバイザーの育成を行っており、本年度は24名の方が受講をしていただき、修了をしていただきました。

修了者の経歴を見させていただきますと、市町や団体の職員のほか、林業関係者、民間企業や森林づくりを行うNPO団体の職員の方など様々な業種の方に受講をしていただいております。

県としまして、アカデミーで育成しました地域林政アドバイザーの有資格者を含めまして、森林、林業行政についての知識や経験を有する人材が支援を必要とする市町など、地域において十分に活動をいただけるよう、新たな仕組みが必要と考えております。

このため、地域林政アドバイザー講座修了者のほかに、既に森林、林業関係の資格を保有してみえる行政職員や森林組合のOBなど、幅広い人材を登録するとともに、市町からの希望に応じまして、紹介、マッチングする業務をみえ森林経営管理支援センターの市町支援業務に位置づけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 当局も同じようなこともいろいろ考えていただいているということで、少し安心したわけでございますけども、支援センターの増員におのずと限界もありますし、それから市町の意見等も聞きながら、様々な方策を検討していただき、市町への支援の充実を図っていくようお願いしたいと思います。

時間が大分迫ってきましたので、一つだけ、9月9日明け方に千葉県で上陸した台風第15号のことがありましたけども、いろいろ強風によって電柱が倒れ云々というのがありましたけれども、やっぱり倒木というのは、昨年津市でも、倒木等でいろんな被害があったんですけども、千葉県特有の事情として溝腐病でしたかね、そんなこともされていました。いろんなこと、喫緊のいろんな課題が本県にもあろうと思いますので、それも含めまして、人材確保、進めていただきたいと思います。

それでは、次に、最後になりますけども、いよいよ再来年、開催が迫ってまいりました三重とこわか国体・三重とこわか大会について伺いしたいと思います。

まずは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の広報戦略について伺いたいんですけども、私、夏の間、台風もあってようけ中止になったところもあるんですけども、夏祭りとか盆踊りとか、イベント等もあったり、それから地域の皆さんと接する機会、結構ありました。

少しでもPRにお役に立てばという思いから、できるだけ、とこわか国体の、知事もよくポロシャツ着用率が大事やと言うてみえるの、ちらっと聞きましたけども、着て何ぼの世界かなということで、三重とこわか国体のポロシャツを着て参加するようにしています。（パネルを示す）こんな感じですね。これ、昼間だけにしました。なぜかという、夜間は車にひかれそうになりますので、黄色にかえました。（パネルを示す）そうすると、高齢者だけと違って、非常に目立つということで対策になったわけでございますけれども。

そうすると、地域の多くの皆さんが、青木さん、何でそんな格好しておると言われるときもあるんですけども、ただ、私がこれは2年後に三重県で開催される国体のポロシャツやにとか、三重とこわか大会という障がい者の大会もあるやにと、こんな説明しているんですけども、そうやったの、知らなかったわと。オリンピックは来年知っておったけど、再来年は全然知らんだわというのがめちゃくちゃ多かったですね。それで私ものがくつときたところもあるんですけども、しかし、こつこつ啓発することが大事なというのが実情です。

6月に、館議員が質問をされた際、非常にとこわか運動の展開により、多くの県民が両大会に触れる機会が増えていくようにと努めていきたいという答弁をされていたと記憶しているんですけども、現状を見ると、県民の皆さんの主体的な活動により両大会を盛り上げてもらうための県民運動であるとこわか運動、そしてとこわかダンスを子どもたちに踊ってもらうダンスキャ

ラバン、その他の各種イベントでのPRといった形で両大会の広報に努められていますけども、先日も鈴鹿市の市民会館で、みえのスポーツフォーラム2019、800日前記念と銘打って、野田さんとかダンスチームがコラボして歌と踊り、披露されていました。

これらの取組一つ一つはそれなりに計画的に進められておって、個々には成果が出るとは思っています。しかし一方で、まだまだ両大会のことを知らない県民の方が数多くいらっしゃるというのが実情だと思うので、こうした中、私が課題として感じていることを少し述べさせていただくと、一つは両大会を盛り上げていくぞという動きが、何か全庁的に浸透しているのかなという、局だけでやっていないかなというのと、それからさらに、県庁内にとどまらんと、県内の様々な主体とも連携して、それぞれの取組の中で両大会を盛り上げていくといった動きが必要ではないかなとも思っています。

さきに挙げたとこわか運動、ダンスキャラバン等の国体局単独の取組なので、また一例挙げますと、地元の津市では、職員共済組合が約2700人分のポロシャツを作成して、全職員が一丸となってPRに取り組んでいると。県では国体・全国障害者スポーツ大会局の職員の皆さんは私費で、我々も一緒にすけれども、ポロシャツを着てPRに努めているものの全庁的にはこれからかなというような感じ、あと2年です。

さらにつけ加えるなら、県では、両大会を一体的にPRしていくという方針のようですけども、三重とこわか大会については、障がい者の大会については、歴史が非常に浅いということもあって認知度がまだまだ低いような感じがします。このような現状を見えますと、とこわか大会に特化したPRというものも考えていく必要もあるのかなと思っております。これは私の意見です。

以上のような状況を鑑みて、両大会のPRを進めるに当たって、県庁各部局や市町との連携はもちろんのこと、県内の様々な主体と連携した取組についてどのように考えてみえるのでしょうか。

また、全国障害者スポーツ大会でもあります三重とこわか大会に特化した

PRを検討する必要もあるのではないかと考えますけどもいかがですか、あわせて伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 青木議員、広報の取組、御尽力いただきまして、お助けいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの御質問のありました三重とこわか国体・三重とこわか大会の広報戦略における県庁他部局及び他主体との連携取組がどうかということと、それから三重とこわか大会に特化したPR、いかがかという御質問について答弁申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会におきましては、例えば開閉会式の式典では、式典演技者ほか、実に多くの方々に支えられていることで式典が円滑に運営されます。

また、各協議会におきましても、多くの役員、補助員の皆さん、そして地元住民の皆さんをはじめ、多くのボランティアの方々によって支えられているということになります。

このように、両大会はその準備も含めまして、大変多くの皆さんに助けられ、支えられて進めていくものでありますから、県民の皆さんには国体や大会への温かい御理解と御協力のもと、県民力を結集した大会にしていく必要があります。

このため、県ではこれまでウェブサイトやSNSによる情報発信をはじめ、各地で行われておりますスポーツ関係のイベントでの国体・大会の宣伝PR、あるいはとこわか運動、とこわかダンスキャラバン、ダンスコンテストなど、様々な広報の取組を行い、県民の皆さんの理解を得ることに努めてまいりました。

また、議員御質問の中にありましたように、広報の取組は局単独で行うよりも、他の部局や他の主体にも手伝っていただくほうが県民の皆さんの目に触れる機会も多くなり、より多くの効果を期待できることから、庁内他部局

との取組についても、例えば1000日前イベントにおいては農林水産部と、先日の伊勢湾台風60年の集い・みえにおきましては防災対策部と、それぞれ連携しまして、両大会の周知に取り組んできたところです。

また、市町との連携におきましても、大四日市まつりや津まつりなどのお祭り、市民体育祭やマラソン大会などのスポーツ大会でもPRを実施したほか、サッカー、ラグビーのホームゲーム等でブース出展するなど、様々な主体と連携して広報の取組を行ってまいりました。

今後も引き続き、庁内他部局との連携を一層進めていくのはもちろんのこと、市町や実業団、クラブチーム、その他民間団体などとの連携におきましても、各種イベントの機会を捉え、両大会のPRが効果的に行えるよう、その取組内容を検討していきたいと考えています。

また、三重とこわか大会に特化したPRとしましては、三重とこわか大会の専用ページを設けたり、節目イベントにおきまして、三重とこわか大会から正式競技となりますボッチャ競技の体験会を開催するなどの取組を進めてきたところですが、今後はこれらの取組に加えまして、障がい者や高齢者などがとこわかダンスに親しんでいただけますよう、座ったままでダンスをできるバージョンや、イメージソングの手話バージョンの制作、普及などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、企業の協力を得まして、人の集まる場所などで障がい者スポーツの体験会を開催したり、パラリンピック関係者を招いて障がい者スポーツにまつわる体験談をお聞きするなどの機会づくりに努めてまいります。

このようにして、三重とこわか国体と一体的に行うPRに加え、三重とこわか大会に特化したPRも実施することで、とこわか大会の認知度向上と県民の皆さんの幅広い参画、協力が得られますよう、引き続き一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 局長の答弁を伺いました。私の感じている課題についてもしっかり共有してもらっているなと思いますし、確認できましたので、令

和2年度当初予算議論もこれから始まりますから、しっかりと御検討いただければと思います。

これに関連して、もう時間も限られておりますので、3点ほど要望、提案させていただきますけど、まずポロシャツの件なんですけど、これ、今日は現物を持ってきましたけど、（現物を示す）これを僕も数枚買わせていただいて、冒頭にも言いましたけど、話題づくり、ロコミでPRに効果的だと思っています。多くの方に、私の知っている団体、まとめて購入したいのでどこで買うたらええんやとか、企業でも老人施設でも言われましたし、みんな、職員が着て、みんなで盛り上がるけど、まとめて買う、どうしたらいい、わかんないというようなそんな感じでした。これが一つ、ぜひ御検討を、購入の方法と。

それから、今年も去年に続いてまた暑かったですよね。熱中症も大変でございましたけれども、日差しが強いので、帽子、どうやろうと言われました。これも値段的に言えば、これはもう帽子のが安価なのかなと思うと、子どもたちも買ってもらいやすいのかなと思ったりもしました。

それから、PRイベント、何日前イベント、前に800日前イベントってありましたけど、これ伊勢志摩サミットとかインターハイでも何日前イベントというのは、非常にメディアへの打ち出し方は非常にわからんことないんですけども、同じくらいの規模感のイベントを何回も、何回も並べるのではなくて、要所要所でめり張りつけてインパクトのあるイベントを開催してもらえばより効果的なものになるのかな。例えば100日ごとにやっていくと言ったら、担当職員、しょっちゅう負担感が出てくるような感じがしますので、そういった形でしてもらえば、軽減されて啓発にも余裕ができるのではないかなと、こんなことを思うんです。

また、来年度はリハーサル大会が開催されると思いますけども、大会そのものを開催市町と協議団体が企画運営することになりますけど、市町と連携して、こうした場に地域住民の皆さんに見に行ってもらう、知ってもらうためのPRというのも御検討いただければと思っています。

次に、もう時間も限られていますので、国体における市町への財政支援についてだけ、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、国体における県と市町の役割分担としては、開閉会式の運用は県がと、それ以外の協議会等の運営は市町が担うことになっています。

私の地元の津市でも、正式競技が10、特別競技が1、デモンストレーションスポーツが3と、合計14競技が開催されることになっておりますが、大きな市では複数の競技が開催されるために負担も大きくなっています。

両大会の開催のための市町の財政支援としては、競技施設の整備に対する補助として、第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金が平成27年度創設されました。現在は、リハーサル大会を開催する市町に対する支援としての競技別リハーサル大会補助金、競技会本番の大会運営のおもてなし等に係る市町に対する支援として運営交付金の二つについて制度創設に向け、詳細が検討されていると伺っているんですけども、会派としても市長会等からも要望を伺った中で、開催市町の負担が軽減されるよう充実した制度設計を図ってほしいという声も聞いておりますので、補助率については、これまでの先催県、既に開催している県と同様とする旨、既に説明がされていますけれども、補助対象経費の考え方等も含めて、実質的にも先催県と遜色ないような制度となるのか、お伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 国体における市町への財政支援について御答弁申し上げます。

三重とこわか国体につきましては、正式競技が37、特別競技が1、公開競技が5、デモンストレーションスポーツが32ということで、合計75の競技が県内で行われることとなります。

競技会の運営におきましては、議員御説明いただきましたが、原則として会場地となる市町が競技団体と連携して行うこととなっております、会場地市町にとりましては、会場整備や競技会の運営が大きな負担となることは十分承知しております。

こうしたことから、先催県では、国体本大会における競技会の前に予行演習としてリハーサル大会を行う場合は、その大会の運営を支援するためにリハーサル大会補助金を、また、国体の本大会における競技会の運営を支援するために運営交付金を、それぞれ設けているところです。

リハーサル大会補助金につきましては、補助対象経費を標準経費と特別経費の大きく二つに分けて補助の費目を設けております。

標準経費は、事務用消耗品や看板、プログラム製作費など、どんな競技会でも共通して必要となる経費のことでありまして、特別経費は競技用具の借り上げや競技の運営上必要となる仮設施設の経費など、競技の特殊性などによって支援するものが違ってくるといったような経費のことをいいます。

いずれの経費におきましても、先催県が対象としているものにつきましては、本県も同様に補助対象といたしました。

また、本県独自の支援としまして、選手安全のため、熱中症対策に係る経費につきましても補助対象としたところです。これらにつきましては、補助制度の要領案として取りまとめまして、本年8月に市町に提示し、御説明を申し上げました。

市町からはおおむね御理解いただいたと受けとめておりますが、引き続き市町からの御意見も伺い、早期に補助要領を固め、市町の予算確保に支障のないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、運営交付金についてであります。

運営交付金につきましては、先催県では各競技会の運営経費に加えまして、おもてなしやデモンストラーションスポーツなどに係る経費も補助対象となっております。

本県におきましても、他県が対象とする経費は基本的に補助対象とし、他県と同程度の支援内容となるよう検討を進めているところです。

今後は、できる限り早期に補助要領案を市町にお示しし、丁寧な説明を行い、市町の御意見も伺いながら制度設計に取り組んでまいりたいと思います。

いずれにいたしまして、冒頭でも申し上げましたが、国体においては数多

くの競技会を運営いただきます市町には多大な負担が生じることとなりますので、今後二つの補助制度の制度設計並びに運用に当たりましては、必要となる経費について市町負担の軽減を図りつつ、競技会の円滑かつ効率的な運営に資するよう、しっかり連携、協力して大会準備を進めていきたいと考えております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今、県財政が厳しくて、兩大会県予算の節減についても検討している中でありますので、しかし、市町のみに負担が行かないように考えていただきたいと思います。

もうあと3分になって来ましたので、あさってから、いきいき茨城ゆめ国体に向けた知事の意気込みを聞きたいなと思って、ちょっと時間を残しているんですけども。

いよいよ9月1日までに開催された国民体育大会第40回東海ブロック大会についても何かよかったねというようなこと、知事のお話の中でありましたので、そういうところを含めて、チーム三重の皆さんの激励も兼ねて知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） いよいよあさってから、いきいき茨城ゆめ国体、開催されます。

昨年の福井国体から、このチーム三重のメンバーの皆さんは、本当に血のにじむようなトレーニングをされてきたと思います。

また、関係の皆さんも全力でサポートをしてくださったと思います。

そういうおかげで東海ブロック大会を突破する数も大幅に増えておりますので、全体としての今回の我々目標を1400点に置いておりますけれども、それを突破する期待が大きいんじゃないかというように思っています。

ぜひ、選手の皆さんは緊張感、不安、プレッシャー、いろいろあると思いますが、自信を持って日ごろのトレーニングの成果を思いっきり出してほしいと思います。

私も開会式に行き、また時間の許す限り、試合を応援に行きたいと思って

おります。

心ひとつにチーム三重、頑張っしてほしいと思います。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 力強い応援メッセージ、ありがとうございました。

きっと選手の皆さんも、応援している皆さんも大きな励みになったかと思っています。

ちょっと時間がありますので、最後にスポーツ関連で本当は質問を入れようと思ったんですけど、ちょっと避けてしまったんですけど、実は、私の近所でえらいことがあるんですわ。もうじき。

10月3日から、私の地元のスポーツ関係のイベントということで、オリンピックの代表選考にも関連します、第52回日本女子オープンゴルフ選手権が白山ヴィレッジゴルフコースというところであるんですけども、しかも、今回は、例の方ですわ、今日、新聞に入っておってびっくりしたんですけど、

（現物を示す）これ、入っておったんですけどね。A I G全英女子オープンで優勝して、先日の第50回デサントレディース東海クラシックでは1日で8打差をひっくり返したというミラクルVに輝いた、あの渋野日向子選手もみえるというようなことでございまして、大変注目を集めている大会です。

もちろん、三重県も後援をさせていただいているんですけども、入場券が必要なんですけども一般の方の見学も可能となっていますので、興味のある方、ぜひこの機会に足を、うちの近所へ運んでいただければと思います。

それで、ゼロになっちゃいましたけれども、ゴルフ場の近くに、1.5キロメートルぐらいちょっと離れていますけど、名松線の伊勢川口駅ってあるんですわ。そんなことで、いい季節でございますし、ぜひ歩いて、名松線に乗って来ていただくとさらにいいのではないかなと、活性化につながります。

今回のテーマは、友好団体要望聞き取りや身近なところから出てくる結構せっぱ詰まった問題で、待ったなしの内容ばかりだと思います。

真摯な答弁をたくさんいただきましたけど、あとはスピード感のある実行を期待させていただきまして、私の質問を終結させていただきます。ありが

とうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 18番 倉本崇弘議員。

〔18番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○18番（倉本崇弘） 皆さん、こんにちは。桑名市・桑名郡選出、草莽の倉本崇弘です。

2期目最初の一般質問でして、1期目は30分ずつという質問をさせていただいていたんですけど、今期より60分という、たっぷり時間をいただいておりますので、ゆっくりと質問をさせていただきたいなと思っています。

先ほど青木議員よりも御紹介をいただきました、本日9月26日は、伊勢湾台風より60年の節目の年であります。改めて、自然の恐ろしさを感じるとともに、事前の備えの重要性というものを強く感じているところであります。

昭和の時代から平成、そして令和と時代は移り変わり、60年が経過していますが、この間、いろいろな技術の進歩等々もありましたが、いまだに自然の脅威、猛威というものにさらされるケースというのがあります。それぞれの時期時期において、考え得る最善のハード、ソフト整備を行ってきているとは思いますが、それでもなお、自然の脅威には打ち勝つことはできない。恐らくは未来永劫こういった状況というのは変わりがないだろうと私は思っておりまして、万が一のときに避難をする、あるいは避難を呼びかけるという取組といったものをしっかりと啓発するというのが最後には重要になってくるんだろうということを改めて感じさせていただきました。

今回、7項目通告させていただいておりますが、1番のIRであるとか、あるいはおもてなしの環境整備については、今月18日に知事に対して桑名市長より桑名市からの三重県の来年度予算についての要望ということで提出されたものに含まれている項目でありまして、全てが私も賛成というわけではないんですが、そういった点を桑名市からの要望も踏まえて、7項目質問させていただきたいなと思っています。

それでは、通告に従いまして1項目めより質問させていただきたいと思います。

1 番目の I R、カジノを含む統合型リゾート誘致についてお伺いします。

国においては、当面全国で最大 3 カ所、申請者は都道府県、そして政令指定都市としています。

こういった中で、先ほども少し触れさせていただきましたが、今月 18 日、桑名市長から知事に対して、I R、カジノを含む統合型リゾートの県内の誘致について調査研究を求める要望が令和 2 年度三重県予算の要望書の中で出されました。

翌日の新聞を見ると、あたかも桑名市長は I R の誘致に向けての調査研究の要望だけに来たかのように記載されておりますが、実は桑名市にかかわる来年度の予算要望をする中での一つとして知事に対して提出され、求めてきたものであります。

この桑名市の予算要望というのは、例年知事に提出される前に、私を含む地元選出の県議会議員に事前に説明され、そして提出するという、例年そういった流れで提出されています。今年については、8 月末に、市長も出席のもと、要望書に対する説明がなされ、この時点では、実は I R についての記載はこの要望書の中にはなかった項目であります。

じゃ、いつ、これが加えられたかという、私が少なくとも知る限りにおいては、知事に提出される前日、17 日に私の事務所にファクスで送られてきた。桑名市よりこういったものが追加になりますということで報告があったわけでありまして、必ずしも私たちに事前に説明をしなければならないというわけではないんですが、この I R というのは、地域経済にとっても、あるいは地域住民にとっても大変大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、若干唐突感がある要望であるというふうに私は捉えています。

新聞報道によると、桑名市長は桑名市と木曽岬町にまたがる木曽岬干拓地が念頭にあることを示唆してみたりとか、あるいは I R はカジノではなく、すばらしさも感じている。国の観光立国の趣旨に合うような提案をすることが重要だ、などと発言するなど、極めて前向きな発言を繰り返す中で、今回県に対してこの要望が提出されています。

これらの発言を総合的に見ていくと、昨年11月に名古屋市の河村市長が発言したことが強く背景にあるのかなということは明らかであります。

以上の点から察するに、これは単なる調査研究の要望というよりは、むしろ桑名市と木曽岬町にまたがる具体的なエリアを想定しての要望であると言えます。

一方、先ほども少し触れさせていただきましたが、地元ではそういった盛り上がりがあるのかといえば、決してそのようなことはなく、むしろ一部民間事業者においては、私が指している民間事業者というのは、ＩＲを仮に誘致することになれば密接に絡んでくると思われる事業者であります。こういった事業者からも否定的な声さえ聞こえているような状況であります。

また、先ほども少し述べさせていただきましたが、要望書を提出されるまでの経緯を考えると、地元県議会議員にすら説明していない。これ、どこで触れられているかということを私も若干調べさせていただくと、知事に提出する前日の桑名市議会において、市長よりそういった表明があったとのことでありますが、その程度で、市議会の中でもかなり深く議論をされた状況ではないということを申し上げておきたいと思います。

特にＩＲは、カジノへの依存症の影響があるのかといったところがクローズアップをされていますが、それも当然大きな影響があると思っておりますが、それと同時に、地域経済、地域住民に大変大きなインパクト、影響を与える施設であると思います。

仮に、県内のどこかの地域に誘致するとなれば、その地域の雰囲気というものは一変します。それぞれの地域が長年かけて築いてきた歴史、文化、伝統というものが一変してしまう可能性がある施設であると認識しています。

そういった点からも、地域的な盛り上がりがあるということ、あるいは一定の合意があるということが最低限の条件であり、私は慎重な判断が求められると思っています。

報道によると、桑名市長の要望に対して、知事は、要望をいただいたので誠実に調査すると答える一方、国のＩＲ誘致意向調査では県内では予定はな

いと回答するとのことであります。

私は、ＩＲの可能性というものを全面否定しているわけではありません。一定の地域の合意がある中で進められるのであれば、大きな変化のチャンスにもつながってくると思いますが、三重県においては、桑名市に限らず、県内どの地域でもそういった盛り上がりであるとか、あるいはＩＲについての知識というものが蓄積されているような状況ではないと考えています。

しかも、県の捉え方は少し違うのかもしれませんが、桑名市の要望、そしてその後の市長の発言などを総合的に判断すると、先ほども申し上げたように、桑名市と木曽岬町を選択肢の一つとして調査してほしいといった要望であるように推察できます。少なくとも、現時点においては依存症に関するリスクの情報収集程度にとどめるべきであって、具体的な場所を、これを特定せずとも場所が類推できるような条件を、誘致するためにはこういった条件が必要ですよとかいったところまで踏み込んではないのではないかと私は思っています。

知事の過去の発言などをお聞きしていても、基本的には待ちの姿勢なんだろうと私は思っておりまして、市町を含む地域からそういった声がしっかりと盛り上がってくるのを私も待つべきであると考えています。

これまで、三重県は地道な取組を行い、それぞれの地域の魅力を磨き上げてきたというふうに認識しています。その取組というのは、鈴木知事になってからさらに加速していると思いますが、その方向性とＩＲ誘致の方向性とは相反するものであって、今まで地道に積み上げてきたものを否定する動きになりかねないと考えています。

もちろん大都市においては、やや面積が広く住民も多いわけでありますから、その影響が最小にとどめられるということもあり得るのかもしれませんが、地方都市においてはやはり人口もそれほど多くない、面積もそれほど広いわけではない限られたエリアの中に、ＩＲのような大型施設が入ってきしまうと、その影響は極めて大きいと私は考えています。そういった意味からも重ねて申し上げておりますが、慎重な判断と、そして地域の合意形成と

いうものが一定必要なんだろうと考えています。

そこで、現在のＩＲ誘致についての県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 桑名市長からの要望を受けて、県として調査研究に取り組むと回答したＩＲについての考え方ということであります。

ＩＲに関しましては、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することを目指すものとして、全国で３カ所を上限に計画が認定されることとされており、今月４日には観光庁からＩＲ整備法に基づく基本方針案が公表され、現在、意見募集が行われているところです。

こうした中、今月９日、三重県商工会議所連合会からリニア開通のチャンスを生かし、三重県経済のさらなる発展を図るためには、国内外から人を呼び込み、地域経済の活性化につなげられるようなビッグプロジェクトが必要であり、県として中長期的な展望に立ってその推進を図られたいとして、具体的にはＩＲ等、様々な観点からの調査研究の実施について要望をいただきました。

今月１８日には、先ほど来御紹介あったとおり、桑名市長から、三重県において、ＩＲの調査研究、地域への影響、そして懸念される依存症対策についてもしっかりと調査研究をしてほしいとの要望を受けました。

これらの要望は、現段階においてＩＲの誘致ありきではなく、将来の地域経済の活性化や持続的な発展を展望して、あらゆるプロジェクトの可能性を探るという御趣旨で要望されたものと受けとめています。

本県におけるＩＲに関する考え方について、今回のような御要望をいただく前の答弁において申し上げてきたのは、県として主体的に取り組む意向はないものの、今後ＩＲ誘致への意向を有する地域が出てくる場合には、社会的懸念などを勘案しつつ、県として様々な角度から研究するというものでございます。

そこで、今回こうした御要望をいただいたことから、これまで答弁してきたように、県として様々な観点から中長期的な視点で研究を進めていくこと

としています。

しかしながら、周辺地域の治安や青少年の健全育成への影響、依存症の増加といった社会的懸念などに対する県民の皆さんの不安もありますので、決して誘致ありきではなく、慎重に研究していくということが前提であると考えています。なお、先般の国からの意向調査については、区域整備計画の認定申請を行う予定はない旨を回答したところであります。

研究の仕方につきましては、今、倉本議員からもいろいろ示唆いただいたことも十分踏まえて、これからやり方について検討したいと思います。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

基本的には、私が申し上げたことと同じことだろうと思っています。慎重にぜひやってもらいたいなと思いますし、ただ、県として具体的に積極的に働きかけ、動きを起こさなくても、以前の河村名古屋市長の発言のように、飛び火をしてくるというケースも十分考えられますので、そういったときに、情報がなくてあたふたするようなことは決してないようにとか、あるいは地域からそういった声が上がってきたときに、リスクであるとかというものをしっかりと整理して、事前に準備しておくことは重要だなと思いますので、あくまでも情報収集をしっかりやって、待っているという姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

この項目については以上にさせていただきまして、2点目のMICE誘致についてお伺いをしたいと思います。

MICE誘致は、伊勢志摩サミットで高まった知名度を活用し、国際会議等のMICE開催地としてのブランドイメージを確立し、そしてインバウンドの主要な柱と位置づけているというふうに私も認識しています。

現在、三重県が置かれている状況としては、伊勢志摩サミットによって世界的な知名度が高まっていることに高い評価が集まっている一方で、具体的な経済的メリットが見えにくい、そしてその具体的な経済的メリットを求める県民世論が一定高まっているように私は感じています。

つまり、ここ数年の県の取組というのが大変重要であり、大きなウエートを占めてくると私は考えています。

そういった中で、サミット以降、平成28年度には17件、29年度には8件、そして30年度には16件と、順調にMICE誘致については件数を伸ばしている点は、サミット効果のみではなく適切な支援メニューの創設であったりとか、人事配置のたまものであると高く評価しているところでもあります。

そこで、今後のMICE誘致の展望について県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 国際会議をはじめとしたMICE誘致に関する県の取組方向についてお答えさせていただきます。

本県では、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットの開催後、世界的に高まった知名度を生かし、国際会議等MICE誘致に取り組んでいます。この取組の結果、平成28年以降、平成30年までの3年間で、議員からも御紹介がありましたとおり41件の国際会議が県内で開催されているところです。

開催場所としましては、津市で19件、志摩市で6件、四日市市で4件のほか、伊勢市、桑名市、鳥羽市で各3件などとなっています。

本県では、国際会議の主催者が県内全域で国際会議を検討していただけるよう、平成28年5月に開設いたしました国際会議等MICE誘致の公式ホームページで、会場のアクセス、広さ、収容人数はもちろん、心に残る国際会議となるよう豊かな自然、文化、食の情報、さらにはユニークベニュー、アトラクション、エクスカッション等、最新の情報を発信しています。

また、職員が県内外で国際会議の誘致を進める際には、県内各地の情報を市町の枠を越えて発信するよう努めています。

今後も、この年内にですけれども、伊賀市で組紐国際会議でありますとか四日市市でコンビナートの安全に関するシンポジウムが開催されるなどの予定があります。引き続き、やはり市町としっかり連携し、県内各地の会場やユニークベニューの情報なんかもしっかり主催者にお知らせして、県内各地

で多くの国際会議が開催されるよう、努めていきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。ホームページ等々で県ならではの、市町の枠組みを越えていろんな情報を発信し、それによって県内各地で開催されるような取組をしているということは一定理解いたしました。

ただ現実的には地域間でやはり隔たりがありますので、その辺のてこ入れというのは必須なのかなと考えています。件数は順調に伸びてきているので、この調子でぜひやっていただきたいと思いますが、市町のばらつきというのは、やはり否定できないところであると思います。

今後に向けて、具体的にこんなことやって、ほかの地域というか、現在余り開催されていない地域でも開催できるように働きかけをしていくとか、何か具体的なお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 議員から言っていただいていますように、県内各地で国際会議が開かれるというのは理想の形だと思っております。

本当に国際会議等MICE誘致への県の取組は、まさにゼロの状態からサミットのときスタートいたしまして、平成28年度にMICE誘致の顔として活動する職員を配置したところから始めました。

今後も引き続き国際会議等MICE誘致に力を入れていくためには、より地域の実情を把握し、新たな提案等ができるよう市町に主体的に今まで以上に取り組んでいただくことが必要と考えております。

会議でありますとかレセプション、エクスカージョンを市町の枠を越え、広域で組み合わせることで、より心に残る国際会議となつて、県内全域で開催されるよう市町と力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。先ほど御答弁いただいた内容は市町の距離感をぐっと縮めて、より密に連絡を取り合いながらという御趣旨だと理解いたしました。

そういった取組をしていく中で、現在、県が主導して事業をやっています

が、今の状況だと市町はどちらかというと県がやっている事業に協力をしているというか、乗っているというような状況だと思いますが、最終的には窓口を県で受けて、そして具体的な動きはもう少し、今よりは具体的に市町のほうで担ってもらような方向に持っていくべきなんだろうなという、前も同じようなことをお伺いしたんですが、その辺の考え方というのはありますでしょうか。今のことを進めていくことによって、そういった展開になるというふうに理解すればいいのでしょうか。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 国際会議の場合、特に会議の場所とレセプションの会場、さらにはエクスカーショというのは、単独の市町にとどまるものではありません。広域にしてこそ、より心に残るような会議になってきますので、やっぱり市町と連携をするということは大切だと思っておりますし、今御紹介させていただいた会議にも、市町を通じて、こういう会議があるんだけど、県はいかがでしょうかと言っていたいて、連携して実現につなげているところもありますので、どちらが前に出るというよりも、しっかり手を携えて取り組んでいきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

現状、なかなか市町も、そこまで県が引いてしまうとなかなか厳しいよねという状況なんだろうなというふうに理解させていただきました。

今後、県も厳しい財政状況でありますし、このM I C E誘致というのをずっとかなり力を入れて取り組んでいくというわけにはいかないと私は思っております、ある程度期間を区切って集中的に取り組んで、その後の展開というのも少し視野に入れつつ、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、次に3点目の日本版DMOについてお伺いしたいと思います。

各地域それぞれの特徴を生かした自律的で継続的な社会を創造するという地方創生の実現に向けて国を挙げて現在取り組んでいます。

そういった中で、平成28年3月30日に制定された明日の日本を支える観光

ビジョンにおいて、観光産業を革新し、さらに基幹産業としていくために、2020年までに世界水準のDMOを全国に100形成することを一つの目標として国は定めています。

各地域でのDMO形成を推進するために、観光庁の中に日本版DMO登録制度が創設され、登録された法人に対して省庁横断的に支援を行うとされています。

三重県では、観光の産業化の実現に向けて、地域の稼ぐ力をより引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たす日本版DMOが県内各地で創設されるよう、地域や関係者と一体となって取組を進めているというふうに理解しているところであります。

そんな中で、既に地域連携DMOが観光連盟を含む2件、地域DMOが9件県内で立ち上がっています。現状11件のDMOが立ち上がっているという点は高く評価できると思いますが、これも立ち上がっている地域を見ると、地域的なばらつきが気になるところであります。

観光庁の示している資料の中に、この資料なんですけど、（パネルを示す）地域の関係者を巻き込んだ体制の構築という、こういった資料、これを見てもらうとわかるように、特に下のあたりを見ていただくとよくわかると思うんですが、従来から県内にある観光協会などとは巻き込む主体が、より幅広い主体を巻き込む、まさにDMOがまちづくりの中核そのものとしてのイメージがなされているように感じます。こういった国の方針などを見据えると、県内各地にDMOが広がっていくということが非常に私は重要であると考えます。

そこで、県の考える今後のDMOのあり方についてお答えいただければと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） DMOの考え方についてお答えさせていただきます。

県内における観光振興を推進していく上で、日本版DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としての働きが期待されているところです。

現在の観光客の動向を踏まえると、複数市町にまたがる区域を一体とした地域連携DMOの創設も地域の単独のDMOとともに、その存在は重要であると考えています。

しかし、その一方でDMOについては、地域の実情に合わせて地域自らによる明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの実現や、地域が一体となりマーケティングやマネジメントに取り組むことが求められています。

県においては、現在、公益社団法人三重県観光連盟と連携し、地域の実情やニーズを把握することに努めており、地域におけるDMOの創設等の動きがあれば積極的に支援していきます。

具体的には、平成27年度に日本版DMO候補法人登録制度が設けられたことにより、県内市町、観光協会等を対象に、登録制度等に対する説明や創設のための意向調査を実施するとともに、登録手続等の支援を継続的に行ってきました。

その結果、平成28年7月に株式会社V e r d e大台ツーリズムが県内で初めて日本版DMO候補法人に登録されて以降、一般社団法人菰野町観光協会をはじめ、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構など、地域の実情を踏まえたDMOが創設され、今年度は、一般社団法人明和観光商社が新たにDMO候補法人になるなど、議員からも御紹介ありましたとおり、現在まで地域連携DMO法人2法人、地域DMO9法人が登録されています。

県といたしましても、地域が主体となったDMOが創設されるよう、また、持続可能なDMOの運営が行われるよう、公益社団法人三重県観光連盟と連携し、取組を進めていきます。

今年12月には県内の市町やDMO等を対象に、観光庁のDMO検討会委員である近畿大学経営学部の高橋一夫教授をお招きし、DMOの現状やマーケ

ティングを軸にしたDMOのレベルアップ、国の支援整備などに関するセミナーを開催することとしています。

今後も引き続き、しっかり県内におけるDMOの創設に向けて、市町や関係団体に対して支援をしていきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。今後もDMO設立に向けて動きがあればしっかりと支援をしてもらいたいと思いますし、そういった気持ちになるというか、そういった状況が整うようにぜひとも情報提供であったりとかいったものを積極的にしていただきたいなと思います。

地域DMOについては、地域のばらつきが出てきてないですかということも御指摘申し上げましたが、それでも一定の数が増えてきていると思っています。

この取組については、さらに推し進めてもらえばいいのかなと思いますが、私はやや問題、課題があるとすれば、地域連携DMO、これは市町をまたがるような動きをしていかなければならないわけなんです、既に基礎的な土壌のできている伊勢志摩ではできていますが、それ以外のところではほっとおくとやりづらいのかなというところがあります。

少し質問の本旨とは離れるんですが、私は1期目の最初の質問で道州制の質問をさせてもらいました。この道州制というのは、私は、県にまたがる広域的な取組であるとか、市町にまたがる広域的な取組というのが、今後の日本にとって重要であると考えていますし、今もその考えに基本的には変わりはありません。ただ、いきなり道州制に行くわけにはいかないので、DMOであるとか、個別具体的な取組の中で地域をつなげていくような動きというのは、非常に県としてもやっていかなければならない取組の一つなのかなと思っています。

そこで、この地域連携DMO、市町を越えたDMOについての考え方と今後の取組方針について伺いをしたいと思います。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光DMOができて以来、いろいろその

地域の活動状況を見ているんですけども、やはり地域の方がより熱心に取り組んでいただくかどうかDMOの成功につながるかどうかというところの一番鍵になっていると思っております。

県のほうから枠組みを決めて、じゃ、このグループでやってくださいというのが、本当に地域の観光にとっていいのかどうかというところが、私自身、余りまだ見えてきていないところです。

実際に各地で地域連携DMOを推進することで効果的になる部分もありますし、また、より地域でやっていく方が効果的な部分というところをしっかりと見きわめながら進めていきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。県が枠組みを決めて押しつけるような形でいくと、おっしゃるようになまいかだと思います。

ただ、ほっておくとやっぱり市町というのは既に枠組みがあるので、その枠の中で取り組んだほうがどうしても楽なので、そういった方向に流れていっちゃうんじゃないのかなと思います。

例えば法改正であるとか、何らかのきっかけがあると、その壁というのを飛び越えられるきっかけになるんだろうというふうに思いますので、県としては、条例とかではなくて、地道にいろんなものを積み重ねていく中で、やっぱり同じ思いを持った地域の人たちがまとまったほうがいいよねという雰囲気をつくり上げていくといったお手伝いを多少していただければなと思います。これは要望にさせていただきます、次の項目に行きたいと思います。

本年5月8日に大津市の交差点で普通自動車と衝突をした軽自動車が歩道に突っ込み、保育園の園児ら16名が死傷した事故は記憶に新しいところであります。

また、ちょうど同じ月の11日になるんですが、桑名市においても、これは幸いにして歩行者は巻き込まれなかったんですが、同様の事故が起きています。園児の安全、そして歩行者の安全というものが問い直される事故であっ

たと思っています。

知事におかれましては、いち早く現地を視察していただくなど、積極的な取組をいただいていることは高く評価させていただくところであります。

また、国においても、6月にキッズゾーンの新設などを決めるなど、この痛ましい事故を受けての対応は加速しているところであります。

県においても、早急に独自調査を行い、対策を講じていくとのことですが、その調査結果と結果を受けた県管理道路における具体的な対策がどのようなものになるか、お伺いをしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 大津市の事故を受けて県が実施した調査の結果と、それを踏まえた県管理道路における対策についてお答えを申し上げます。

大津市で発生した痛ましい事故を踏まえ、社会全体で次世代を担う子どもたちのかけがえのない命を交通事故から守ることが急務となっています。そこで、道路管理者としてスピード感を持ち、鋭意、対策を講じているところでございます。

まずは、県内全ての保育所等889施設を対象とした園児の園外活動における移動経路や危険箇所の把握と1日当たりの交通量が1万台以上の県管理道路にある交差点に関する調査を行いました。その結果、保育所等から危険箇所として報告があった箇所は、国、県、市町が管理する道路に2653カ所あり、このうち県管理道路には525カ所ありました。

これらの調査結果に基づき、危険箇所として報告のあった箇所と1日当たりの交通量が1万台以上の県管理道路にある交差点が合致する137カ所を最優先として緊急安全点検を実施しました。

また、県管理道路で危険箇所として報告があった他の箇所についても、関係者との現地点検を積極的に進めた結果、今月中には全ての点検が完了する見込みとなりました。

緊急安全点検を実施する中で求められた対策につきましては、歩道等への車両の進入を防止するための防護柵や車どめの設置、安全・安心な歩行空間

等の確保に向けた区画線の引き直しや路側帯のカラー舗装化、車両への注意喚起を行うための警戒標識の設置などがありました。

今後、県管理道路における全ての点検結果を踏まえ、速やかに対策を実施してまいります。

また、議員から指摘のございました県道桑名東員線の交差点につきましては、車どめの設置による対策を終えておるところでございます。

以上です。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。ぜひ速やかな対応をお願いしたいと思いますが、園児、児童の安全であるとか、保護者の皆さんの安心のためにも、ぜひ早急をお願いしたいと思いますが、9月補正を見る限り、予算は出てきていないように感じますが、今後のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） スケジュールについてでございますが、先ほども少し御説明いたしました、現在の既決予算を使いまして、例えば伊勢市内の伊勢磯部線、津市内の津関線、桑名市内の桑名東員線においては、車どめの設置などの対策を実施しておるところでございます。

今後、対策を行う箇所につきましては、点検結果等における対策内容を精査した上で、緊急性が高く、早期に対処可能な箇所につきまして、必要な予算の確保に努めまして、速やかな対策を実施していきたいと考えてございます。

また、対策の実施に向けましては、国の予算措置等も注視しながら、可能なものは国の補助事業も使いながら進めていきたいと考えてございます。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。ぜひ、早急によりしくお願いしたいと思います。

知事のリーダーシップによって早急に進んできてはいるとは思いますが、道路というのは県が管理するのみでなく、国あるいは市町が管理している道

路もあります。そういったところとの情報共有であったりとか、連携とかいったものもぜひしっかりととっていただきながら、本当の意味で総合的に安心・安全を確保できるような取組をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、少し時間もなくなってきましたが、5番目のおもてなしの環境整備について伺いをしたいと思います。

これは、冒頭申し上げたように、桑名市の要望を受けて質問させていただくんですが、県では、観光振興を図るに当たって、おもてなしの環境を積極的に整えていくための施設周辺での整備は非常に重要なウエートを占めています。

伊勢志摩サミットでは、花いっぱいおもてなし運動やボランティアによる道路環境美化等の取組も進められているところでもあります。

桑名市においても、年間1500万人を超える観光客が訪れる施設がありますが、特にこのような施設の周辺の環境というのはおもてなしにとって大変重要なウエートを占めてくると私は思っています。

桑名市の予算要望の中でも、この観光施設の周辺にある主要地方道水郷公園線と松川といった河川、いずれも県管理になるんですが、この整備が要望書の中で求められています。

実は、この要望、今年初めて要望された項目ではなくて、過去何年かにわたって要望いただいている項目であります。私も、現地を確認させていただきましたが、非常に観光施設に近く、整備の重要性は高いなというふうに感じたところでもあります。

ただ、県土整備部にお聞きすると、やはり安全性の面からいくと優先順位は決して高くないとの説明でありました。

そういった説明、非常によく理解できる場所なんですけど、ただ一方では観光面で重要な施設になっているということも、一定考慮されなければならないだろうというふうに、私は感じています。そういった意味ではぜひ各部局で連携をとっていただいて、総合的に検討して必要な整備というもの

を考えていただきたいなと思うところなのですが、この道路、河川の管理者として、観光振興という点を考慮した上での判断ができないのか、お伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 観光振興の観点も踏まえた道路や河川の維持管理についてお答えをいたします。

道路や河川の維持管理につきましては、道路施設は、通行の安全性、快適性を確保するため、また河川管理施設は、自然災害等から人命や財産を守る災害防止のため、適切に実施することを基本としております。

県では、平成29年度から道路除草の実施回数を原則1回としていますが、県道水郷公園線につきましては、通行の安全面とともに観光、景観への配慮から、一部区間につきまして桑名市の協力を得ながら年2回の除草を実施しています。

また、昨年度は桑名市から当該県道の中央分離帯へのヤシの木の植樹に関する占用許可協議や様々な御相談をいただき、よりよい景観づくりに向けて連携して対応してまいりました。

河川の堆積土砂の撤去につきましては、河川パトロール等により河川内の堆積状況を確認し、治水上の観点から優先度の高い箇所を市町と協議を行い、撤去を実施しております。

一級河川松川につきましては、土砂の堆積状況を確認しましたところ、河川内の流水の阻害となるような著しく堆積した状況ではなく、治水上、優先度の高い箇所ではないと判断をしております。

道路及び河川の管理者といたしましては、安全な通行の確保あるいは治水の安全を目的とした維持管理を実施しているところでございます。このため、観光都市としてさらなる景観面におけるグレードアップ等につきましては、市町からの提案を踏まえ、実施できる手法について一緒に検討をしていきたいと考えてございます。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

これは非常に細かな問題でして、質問するのになじむのかなという気がそもそもしていたんですが、ただ、県土整備部に言うと安全面から特に必要ありませんよ。観光局に言うと、観光局は予算を持っていないし、そもそもそんなところまでなかなか予算づけはできないよねという話になって、数年動いてこなかったわけなんです。県道については多少動いていたんですが、松川においては、ほぼゼロ回答という状況が続いていました。

これは別に、桑名市のことだけではなくて、部をまたがるとか、あるいは市町との連携の中でやっていかなければいけない事業というのは、やはり個別のケースによって多少柔軟に対応していかなければならないケースというのが私はあると思っています。その一つの象徴として、この質問を取り上げさせていただきました。ぜひとも、桑名市であったりとか、あるいは民間事業者であったりとか、あるいは関係する部局の皆さんとぜひ連携をとりながら県民にとってよりよい環境をつくるといった視点で今後取り組んでいただきたいなと思います。

時間もありませんので、この項目についてはこれぐらいにさせていただきます。6番目の小・中学校の教員確保についてお伺いをしたいと思います。

先日、9月1日の朝日新聞に、教員の志願者減少続くと表題で、教員の厳しい採用環境というものが一面に大きく取り上げられていました。

記事によると、公立の小・中学校の教員志願者が減っている。文部科学省のまとめによると2018年度から雇用された教員向けの採用試験の受験者数は全国で約10万5000人で、2012年度の12万2000人から1万7000人減ったとのこととあります。

その理由として新聞には、受験者の減少は民間の就職状況が好調な上に、教員の長時間労働が問題になっていることが影響していると思われると記載されていました。

私は、過去に教員の採用をめぐるなかかわるところで、県外に人材が流出しているのではないかという懸念から、特に北勢地域で採用されたときの初

任地について問う質問をさせていただきました。

この記事を見ると、三重県だけが例外ではなく、三重県にも十分当てはまる要因だと思っています。民間の就職状況が好調であったりとか、長時間労働というのは三重県も当然例外ではないと思っています。

そこで、小・中学校の教員確保の現在の取組についてお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小・中学校で採用の教員の配置についての御質問でございます。

資質に富み、意欲のある教員を採用するためには、志願者の確保は重要な課題であると考えております。

志願者確保の対策の一つとして、新規採用者の配置について、平成26年度まで、出身地及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする、としておりましたが、市町等教育委員会からの地元への配置要望、それから県議会等の議論を踏まえ、平成27年度から配置の基準を見直し、地元市町への配置も行うことができるようにしました。

特に、北勢地区出身の小学校教諭は、現在そのほとんどを北勢地区に配置しており、例えば桑名市出身の平成31年度新規採用者については、10名全員を地区内の小学校に配置をしました。また、中学校教諭についても11名中9名が北勢地区内への配置といたしました。

こうした見直しの内容については、平成27年度の大学訪問時から教員採用試験の受験者に対し直接伝えるとともに、平成28年度実施の教員採用試験から作成している受験案内、それからパンフレット、県教育委員会のホームページにおいても同様の内容を掲載して周知に努めているところでございます。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

前回質問をさせていただいたときの課題、県境に接する地域からの人材流

出という点については、一定の対策を講じていただいていることに深く感謝を申し上げたいと思いますし、もともと県境に接している地域というのは、住んではいるけれども大学は県外に通われている学生が多いので、どうしても県外に就職する可能性というのが常について回るわけであります。

そういった点で、ぜひ、対策をとったからもうこれでいいですよではなくて、その状況状況、学生のニーズというものも刻々と変わって、時代時代によって変わってくると思うので、そういったニーズを的確に捉えながら、県としての魅力というものをぜひ学生向けにも発信していただきたいなと思いますし、先ほど新聞の記事を取り上げさせていただきましたし、質問の中でも申し上げましたが、厳しい環境にますますなっていくというのは、三重県も変わりがないと思います。その状況に向けて、県として新たに取り組む組がもしあれば、教えていただければと思います。

○教育長（廣田恵子） 志願者の確保に向けては、これまで大学別に訪問し、説明会を実施しておりましたけれども、平成27年度からは地域別の説明会を桑名地区、伊賀地区、津地区、それから東京の三重テラスで実施することといたしております。

将来の志願者確保に向けて、県立学校においては教職のガイダンスも実施しております。

平成30年度は、大学を23校訪問し、地域別の説明会を5回、それから県立学校を6校訪問して、合わせて延べ2371人の生徒、学生が参加しております。

今後も、受験案内の充実のほか、教職の説明会においては現役の若い世代の教員を講師として招くなどして、教職の魅力を直接伝えることなどをして確保に取り組んでいきたいと考えております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

三重県の子たちというのは、割と三重県に愛着のある子が私は多いと思っていますので、職場での環境とかをしっかりとアピールすることによって、

三重県としては大変不利な条件というのも幾つかあると思いますが、それでも、やっぱり三重県がいいよという学生は多いと思いますので、ぜひそういった人たちに積極的に情報が届くような取組をしていただきたいと思います。

では次に、最後の7番、外国人児童生徒についてお伺いをしたいと思います。

三重県においては、ここ5年で外国人の児童・生徒の数というのが380人、割合でいくと約20%増加をしています。（パネルを示す）これがその表なんです、私の地元ではもっと増加率は高く、10年間で約2倍にもなっています。

三重県の産業が元気である、活発であるということと比例するような形で伸びを示すわけではありますが、その対策というのが急務であります。

また、日本語指導を必要とする児童・生徒、数も増えていますが、多言語化も進んでおり、現場で大変苦勞をしているという実情をかなり多くお聞きをするようになってきました。

そういった中で、国も一定対策を講じておりまして、日本語指導を行う必要のある児童・生徒18人に対して1人の教員を配置することができるよう、平成29年から10年間かけて段階的に増員を図っていくという方針が示されています。

もちろん、この外国人の児童・生徒の増加数というのは、景気動向にも大きく影響されるところだとは思いますが、現在の状況を見る限り、大きく減少するということは到底想定できないような状況であると認識しています。

国の方針どおり、10年間かけて段階的に増員を図られたとしても、今の増加状況だとどうしてもすき間が出てくるのではないかと私は大変危惧をしています。

県としては、より現場に近い主体として、ぜひそういった現場の声を聞いて、素早い対応をとっていただきたいと思います。そこで、今後の日本語教育を必要とする児童・生徒に対する今後の方針、考え方をお示し

いただければと思います。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔に願います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 増加する外国人生徒に対応するためのどのような取組かという御質問でございます。

県としては、児童・生徒の日本語能力及び学習意欲の向上のために、国の加配に加えて、現場、市町教育委員会から外国人児童・生徒の人数とか状況を聞き取り、県単独の加配として常勤講師や非常勤講師を配置してまいりました。

各学校では、これらの加配を活用して日本語指導が必要な児童・生徒に対して個別の指導や複数の教員による授業など、学習の理解が進むように取り組んでおります。

また、外国人児童生徒巡回相談員を昨年度から1名増員し、13名を配置して、学校訪問を通じ、母語により児童・生徒の思いを聞き取り、困り感や要望を丁寧に把握するとともに、当該校の教員との情報を共有するなどしております。

外国人児童・生徒が多い7市では、外国人児童・生徒の受け入れの充実を図る取組を行っていただいております。例えば桑名市においては、母語支援協力員の派遣、それから初期指導教室の実施、指導の拠点となるセンター校の設置、夏季休業期間における学習の支援などに取り組んでおられます。

県としては、これらの取組に対しては、国の事業を活用した財政的な支援を行っております。

これからも市町教育委員会との連携を深めながら、児童・生徒の実情に応じた支援を行っていきたいと考えております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。ちょっと国が頼りないところがあると思いますので、ぜひ県でしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。52番 中川正美議員。

〔52番 中川正美議員登壇・拍手〕

○52番（中川正美） 伊勢市選出の自民党会派、中川正美でございます。

初めに、知事の提案説明にもございましたが、この秋には天皇陛下の御退位に伴います、即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀が神宮で予定されております。これは、即位礼及び大嘗祭を終えられた天皇陛下が、皇后陛下とともに神宮に御報告されるものとされています。

この新しい令和の時代を飾る、歴史的な式典に係る天皇皇后両陛下の御来県に向け、私どもも全力で歓迎申し上げますので、執行部におかれましても、また、議員の皆様におかれましても、県民挙げてのお迎えとしていただけるようお願いをさせていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、豚コレラ対策の強化について質問をします。

昨年9月から、岐阜県、愛知県、三重県等で続発している豚コレラは、関東地方へと発生が拡大し、終息のめどが全く立っていない状況であります。

これまでも、養豚農家をはじめ、県や市町、関係団体や協力団体の皆さん

には懸命の防疫活動をしていただいております、感謝を申し上げるところであります。

飼養豚、野生イノシシへの豚コレラの感染が今なお拡大している状況において、養豚農家の皆さんの不安は日に日に高まっており、限界に來ていると感じています。私自身、三重県養豚協会の顧問を務めていることもあり、大変心配をしております。

10年前でありますけれども、宮崎県で口蹄疫が発生し、多くの豚や牛が殺処分されました。その記事でありますけれども、私、一番目にとまったのは、子牛を産んだばかりの母牛の話でありました。普通は注射1本打つと10分ぐらいで死ぬのに、3本打っても死なない。子牛が息を引きとったのを見てようやく死んだ。牛も人間と同じ心を持ち、子に対する愛情は何ら変わらない。人の都合で命を左右される家畜が哀れでならない。これが、新聞記事の私の感想であります。

このような状況を危惧し、日本養豚協会は会員の意向を集約して、8月2日に農林水産大臣に対し、地域限定、期間限定でのワクチン接種の検討等について要請を行っています。

また、三重県養豚協会も中部5県の協会関係者とともに、要望活動を継続して実施しており、9月9日には改めて鈴木知事に対し、飼養豚へのワクチン接種の実現を強く求めたところであります。

鈴木知事には、常日ごろから生産者の声に真摯に耳を傾けていただくとともに、豚コレラに係る局面が変わるごとに農林水産大臣に緊急要請を行うなど、迅速かつ、きめ細かな対応をいただいております。

こうした、生産者や県による粘り強い要望活動が行われてきた結果、9月20日に農林水産大臣が、飼養豚に対して予防的ワクチンを接種できるよう、特定家畜伝染病に係る防疫指針を見直す方針を示しました。

生産者の皆さんからは、後手後手だった、やっという感じ、もっと早く対応してほしいなどの不満と、安堵の声が聞こえているところであります。私自身、飼養豚へのワクチン接種に向けて、ようやくスタートライン

に立った、そんなふうに感じているところであります。

そこでお聞きします。生産者が強く望んでおります飼養豚へのワクチン接種を、一刻も早く円滑に実施するために、県はどのように取り組んでいくのか知事にお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 飼養豚へのワクチン接種を一刻も早く、円滑に実施するための県の取組について、答弁をさせていただきます。

昨年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に約13万頭の飼養豚が殺処分されるなど、甚大な被害をもたらしています。

また、9月13日には、関東地方では初めてとなる埼玉県の養豚場で豚コレラが発生するなど、感染が拡大しています。

私はこれまでも、生産者の皆さんの不安感や危機感に常に寄り添いながら、飼養豚へのワクチン使用を機会あるごとに求めてきたところであり、8月1日には豚コレラ対策は全国どこでも起こり得る、まさに国家レベルの危機事案との認識のもと、国の責任において速やかに飼養豚への緊急ワクチン接種を行うよう、当時の吉川農林水産大臣に直接要望を行いました。

また、9月20日には、先ほど議員も御紹介いただきましたが、改めて豚コレラが確認された近隣県の知事の皆さんとともに、8県合同で江藤農林水産大臣と面談し、国の主導、責任による、一刻も早い飼養豚への緊急ワクチン接種を強く要望しました。

江藤大臣には強い危機感を持って、各県知事の話を手帳に聞いていただくとともに、面談後に開催された農林水産省豚コレラ防疫対策本部において、これまでの方針を転換し、飼養豚に対して知事命令による予防的ワクチンを接種できるよう、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を見直すことを決定いただきました。

この決定は、早いか遅いかといえば決して早くはありませんが、これまでワクチン接種を強く要望してきた畜産関係者にとって新たな一歩となるもの

であり、評価したいと思います。

しかしながら、実際にワクチン接種を行うに当たっては、ワクチン接種の範囲や確認方法、接種豚の流通制度など自治体だけでは解決できない様々な課題があると認識しています。

特に、豚の流通については、県内の屠畜場から首都圏や関西圏へも出荷されるなど、広域化している上、牛と比べて飼養頭数が多いことから、管理体制の構築や流通制限は相当難しいものと考えているところです。

仮に制限を設けるとしても、国主導のもと、養豚農家や流通事業者の経営への影響を最小限にとどめるよう、可能な限り広い範囲に出荷できるような仕組みを構築する必要があると考えています。

新たな防疫指針については、現在、有識者会議において改定案の検討が進められており、都道府県への意見照会やパブリックコメントなどの手続を経て、施行されると聞いています。県としても、関係県と十分に連携を図りながら知恵を出して、実現可能で効果的な制度となるよう、積極的に意見、提案を行ってまいります。

今後2カ月以内に、ワクチン接種が始められるとの報道もありますが、国においては、こうした地方の声を十分に踏まえ、各種手続を丁寧かつスピード感を持って進めていただきたいと考えております。

県ではこれらの取組に加えて、現場における飼養豚へのワクチン接種が可能となった際には即座に対応できるよう、必要な資機材の確保、注射器とか、ラッカースプレーとかいろいろありますけれどもそういうもの、あるいはワクチン接種体制の整備、これは要員の確保ですね、要員や補助員、そういうものの整備、関係者間の最新情報の共有など、様々な事前準備を既に進めており、これからもさらに加速し、予算の確保も含めて万全の体制を構築してまいります。

これらのうち、関係者間の最新情報の共有については、来週にも三重県豚コレラワクチン対応連絡協議会を、県や関係市町、養豚協会、あるいは流通事業者、必要に応じて有識者の皆さんと設置させていただきたいと考えてお

りまして、現在関係者と協議をしております。

国、県、生産者、流通事業者が一体となった、一刻も早い飼養豚へのワクチン接種など、豚コレラ対策の強化について、やれることは全てやるという思いで全力で取り組んでまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

引き続き先頭に立っていただき、迅速かつ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、野生イノシシの対策についてお聞きいたします。

9月20日に行われた農林水産大臣による記者会見におきまして、大臣から豚コレラの終息に向けて飼養豚へのワクチン接種と合わせて、感染拡大の大きな要因とされます野生イノシシに対する捕獲強化や、経口ワクチンの投与に徹底して取り組んでいく旨が示されました。

養豚農家にとりましては、ワクチン接種の方針が示され、ある程度の希望が見えていますが、野外には感染したイノシシがどこに潜んでいるかわからないような状況であります。できるだけ早い時期に、野生イノシシへの感染拡大をとめる必要があります。

本県では、これまでも市町や関係団体等と連携、協力しながら、先んじた対策を講じてきていると思いますが、養豚農家が安心して経営ができるよう、野生イノシシ対策を強化していく必要があると考えますので、そこでお聞きしたいと思います。

豚コレラの感染拡大の大きな要因とされます野生イノシシへの対策について、県はどのように強化していくのか、農林水産部長にお聞かせ願いたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 野生イノシシの対策について、県の取組についてお答えをさせていただきます。

県では、豚コレラに感染した野生イノシシが中部地方を中心に複数の県で

確認されている中、野生イノシシへの対策として経口ワクチンの散布と捕獲強化の2点を重点的に実施しております。

経口ワクチンの散布につきましては、県、北勢地域の6市町、猟友会各支部などの関係団体が構成します三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会を設置し、7月5日にいなべ市で先行実施を行い、7月18日からは桑名市、いなべ市、菰野町の3市町で本格実施を開始しました。

また、国からイノシシによる豚コレラウイルスの拡散を防止するため、本州を縦断する形で散布エリアを設定するワクチンベルトの構築計画が8月に示され、それを踏まえまして、8月21日からは四日市市、鈴鹿市、亀山市の3市を加えて、散布地域の拡大を図りますとともに、一昨日9月24日から四日市市、鈴鹿市、亀山市におきまして2回目の散布を実施しておるところでございます。

こうした、夏期の経口ワクチン散布箇所数は202カ所となっていますが、来年1月から2月にかけて予定しております冬期の経口ワクチン散布につきましては、散布箇所数を夏期に比べ約1.5倍となる300カ所程度に増加させる予定としております。

一方、野生イノシシの捕獲につきましては、経口ワクチンを散布している6市町を重点エリアに設定し、市町や猟友会等の協力を得て捕獲圧の強化を図っております。

これら6市町では、11月から始まります本年度の狩猟期間における狩猟を制限するということにしておりますが、その間もイノシシの生息数を減少させるため、被害防止の捕獲を引き続き実施していく方向で市町や猟友会の皆さんと調整を行っているところでございます。

今後も、三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会が中心となって、経口ワクチンの散布箇所数の拡大を進めるとともに、先行してワクチン散布に取り組んでいる岐阜県や愛知県とも緊密に情報共有を図りながら、より効果的なワクチン散布につなげてまいります。

また、野生イノシシの捕獲については、設置したわなの見回り時間が大幅

に短縮できるICTなどの活用などにより、捕獲者の省力化を図ることで、捕獲力の強化を進めていきます。

こうした取組とあわせ、養豚農場における小動物も含めた野生動物の侵入防止柵の効果的な設置などを総合的に進めることで、県内での豚コレラ感染拡大防止に着実に取り組んでまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） ありがとうございます。

続きまして、観光振興について、まず最初、インバウンド誘客の取組について質問いたします。

令和元年度の観光白書によりますと、平成30年、日本を訪れた外国人旅行者数は過去最高となる3119万人となり、6年連続で過去最高を更新するとともに、初めて3000万人を突破いたしました。

また、平成30年の外国人旅行者によります、日本国内における旅行消費額は4兆5189億円となり、平成24年以降、急速に拡大をしています。

訪日外国人旅行者が増加している理由といたしましては、アジア諸国の経済成長やローコストキャリアによる運賃の下落、国によります戦略的なビザ要件の免除や緩和などが言われていますが、やはり日本には外国人旅行者を引きつける歴史や文化、自然環境など様々な魅力があることが大きな要因の一つであると思います。

本県には悠久の歴史を紡ぐ伊勢神宮をはじめ、世界遺産登録15周年を迎えた熊野古道伊勢路、伊勢志摩国立公園をはじめとする美しい自然、海女や忍者など、人々の営みに深く根差した固有の文化、歴史、豊かな山海の幸など、世界に誇ることができる観光資源に恵まれています。

今後、日本では東京オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博など、世界から注目されるビッグイベントが開催されますので、ますますインバウンドの増加が加速することは間違いありません。三重県経済をさらに発展させるためには、このような機会を的確に捉えて、外国人旅行者のさらなる県内への誘客を促進することが必要であります。

特に外国人旅行者のうち比率が高まっています個人の外国人旅行者、いわゆるF I Tの取組を図るためには、まず、旅行先として三重県を選んでいただく必要があります。

個人の外国人旅行者は、母国にいる間、つまり日本に来る前に行き先を決定する人が多いと言われています。また、旅先の文化を深く知ったり、素晴らしい自然を見たり、その地域ならではの体験をしたいというニーズがあると言われています。このため、三重県に来ていただくためには、的確なタイミングで的確な客層に対する魅力的なプロモーションを行う必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。今後、増加すると思われる外国人旅行者に旅行先として三重県を選んでいただくために、効果的なプロモーションをどう取り組んでいくのか、まず、お答え願いたいと思います。

次に、多くの外国人旅行者にせっかく三重県に来ていただいても、現地の受け入れ体制が整っていないと旅行者の満足度が下がり、観光地としての魅力も下がることにつながってしまいます。

観光庁がしております、訪日外国人の受け入れ環境整備に関するアンケート結果によりますと、外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、施設等のスタッフとコミュニケーションがとれないといったことや、無料公衆無線LAN環境、公共交通の利用といった受け入れ体制に係る課題が上位に挙げられています。

また、平成30年に、伊勢市が市内の観光案内所や宿泊施設に訪れた外国人旅行者に実施した外国人観光客実態調査によりますと、英語を話せる人は少ないが、どの人も気さくで親切なので何の問題もないといった意見や、伊勢の豊かな文化、歴史が本当に好き、今後も何度も訪れようと思っているといった評価とともに、観光客にとっては、もっと英語が通じるとありがたいといった意見や、内宮へのバス路線が複数あることも少々ややこしい、バス料金についての情報が入手しづらいといった悪い評価もあります。

外国人旅行者の誘客に成功しても、その人たちを受け入れる体制が整って

いなければ、快適に観光を満喫していただくことはできません。そのためには、外国人旅行者の誘致と並行して、受け入れる体制も整える必要があると思います。

また、外国人旅行者が旅行中にストレスなく滞在できたかどうかは、新たな旅行者の旅行先として三重県を選んでいただく重要なポイントになると考えます。

また、受け入れ体制を整えるためには、市町をはじめ、企業や地域の関係者と連携しながら取組を進めていく必要があります。

そこでお伺いします。三重県に訪れていただいた外国人旅行者に、安心してストレスフリーな観光を楽しんでいただくための受け入れ体制づくりについてどう取り組んでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） インバウンド誘客に係るプロモーションと受け入れ体制について、御質問いただいております。

まず、プロモーションについて、お答えをさせていただきたいと思います。

訪日外国人旅行者数は、近年順調な伸びを示していますが、中でも近年の傾向として顕著となっているのが個人旅行者の増加であり、旅行者全体の約8割を占めています。

このため、今後インバウンド誘客を推進するに当たっては、個人旅行者に向けた施策に注力することが重要となっており、昨年度より、M i e、O n c e i n Y o u r L i f e t i m e、一生に一度は訪れたい三重県というキャッチフレーズを定め、世界に誇れる一流の観光資源に恵まれた三重の旅行ブランドを確立することを意識した事業展開を行っています。

特に個人旅行者は、旅行先の検討に当たってSNS等、インターネットによる情報収集の割合が高いことから、これらを活用した継続的な情報発信が三重県の観光資源の認知度を向上させ、個人旅行者の誘客促進を図る上で重要な手段と考えております。

SNSを活用した情報発信については、フェイスブック及びインスタグラ

ムで海外に向けた情報発信を行っています。

特にInstagramについては、昨年度多くの反響が得られました投稿参加型の#visitmieキャンペーンを、今年度は各地で開催されるイベントや体験プログラムの情報発信を強化しつつ、引き続き実施しております。キャンペーンの効果もあり、アカウント開設以来、幅広い方々から4万2000件以上もの投稿をいただいているところです。

また、個人旅行者向けのプロモーションモデルの構築を図るため、個人旅行比率が高く、インターネットによる旅行手配が進んでいるシンガポールにおいて、現地の旅行シーズンである11月から12月の訪日を見込み、グルメをテーマとしたインターネット上でのキャンペーンを、明日27日から現地で開催される日本政府観光局主催のイベントにあわせて開始します。

さらに、インターネット上でのプロモーションにおいて、近年重要性が増している動画による情報発信を強化するため、本県に対して関心を持っていただくことを目的とした動画の制作に今取り組んでいるところです。

制作した動画は、ユーチューブ等のインターネット上で海外に向け発信し、より多くの海外の方々に、まずは三重県の観光の魅力を知っていただけるよう取り組んでいきます。

これらインターネットでの情報発信の取組を通じて得られるデジタルデータをもとに、よりの確なタイミングと方法で、適切な顧客層に、よりニーズに合った情報発信を行う仕組みを構築していきたいと考えております。

続きまして、安心してストレスフリーな観光を楽しんでいただくための受け入れ体制づくりについて、お答えさせていただきます。

多言語による案内や接客、キャッシュレス決済の利用など、外国人旅行者が旅行中にストレスなく快適に周遊、滞在できる環境を整備、充実し、旅行者の満足度を高めることは、リピーターの獲得や口コミによる新規顧客の確保、さらには消費拡大にもつながるもので、非常に重要であると考えています。

しかし、議員からも御紹介のありました、観光庁が実施した平成30年度訪

日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート結果によると、コミュニケーションの難しさ、無料公衆無線LAN環境、いわゆるWi-Fi、交通機関の使いにくさ、現金中心の決済に関することが、外国人旅行者が旅行中に困っていることとして上位に挙げられています。

コミュニケーションに関しては、現在、県内に19施設ある日本政府観光局認定外国人観光案内所の充実等が重要であると考えています。そのうち、外国語対応が可能なスタッフが常駐し、広域の案内ができるレベルの観光案内所は伊勢市内の4カ所をはじめ、県内で6カ所が認定されていますが、引き続き、認定案内所の増やレベルアップを働きかけていきます。

また、AI、人工知能を活用した観光案内やおもてなしの向上など、さらなる案内機能の強化に向け支援を行っていききたいと考えています。

また、無料公衆無線LAN、FreeWi-Fi-MIEについては、各地の観光施設等に御協力いただき、現在1200件を超える整備が進められています。今後も、引き続き民間事業者と連携し、普及を図っていききたいと考えています。

来訪者の移動の利便性向上に関する取組として、複数の交通機関やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索、予約、決済などを一括に行うサービスでありますMa a Sの実証実験を、本県も参画する志摩Ma a S協議会が10月以降、順次実施する予定としています。実験結果を踏まえ、伊勢志摩地域への広域展開などMa a Sの実用化に向け、継続的に取り組んでいきます。

さらに、観光地におけるキャッシュレス化を推進するため、国内外から多くの方が訪れる鈴鹿F1日本グランプリの開催期間を含め、10月4日から14日までの11日間、近鉄白子駅周辺及び近鉄平田町駅周辺の飲食店を中心に約30店舗、鈴鹿サーキット内の約150店舗に御参加いただき、実証事業を行います。また、多くの観光客でにぎわう伊勢市の外宮参道周辺において、秋の行楽シーズンに合わせ、11月ごろから1カ月程度実証事業を実施する予定です。

これらの取組を通じて、外国人旅行者の満足度向上とストレスフリーな旅行環境を実現するとともに、引き続き、DMO、観光事業者、市町等と連携し、さらなる誘客の推進に向け、オール三重で取り組んでまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 次に、地域通訳案内士制度の導入についてお聞きいたします。

国は訪日外国人旅行者の受け入れ体制の整備を図るため、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律を平成30年1月に施行しました。

この法律の改正によりまして、通訳案内士の資格を持っていない方でも有償で通訳案内業務を行えるようになるとともに、地域通訳案内士制度が創設されるなど、通訳案内士の制度が大きく変わりました。

そもそも通訳案内士とは、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を仕事とする方です。法律が改正されるまで、報酬を得て通訳案内を行う場合は、通訳案内士の国家資格が必要でしたが、高度な外国語能力や日本全国の歴史、地理、文化などの観光に関する質の高い知識を有する通訳案内士の登録者は、その75%が都市部に集中して、言語別では英語ガイドが7割のため、アジアからの旅行者の増加に対応し切れていない状況でありました。

この法律の改正によりまして、特定の地域内において報酬を得て通訳案内をすることができる地域通訳案内士制度が創設され、自治体が地域独自の通訳案内士を育成できるようになりました。

本年4月1日現在で、全国の県や市など36地域が導入しており、2631名の方が地域通訳案内士として活躍をされています。

私は、スマートフォンやアプリやガイドブックなどでは伝え切れない地域の文化や歴史、自然環境などの魅力をコミュニケーションを通じて訪日外国人旅行者に伝えることができる地域通訳案内士は、旅行者の満足度を向上させる意味でも大きな存在であると思います。また、そういった人材の育成は、地域にとりまして大きな財産として残るとともに、地域における雇用の創

出につながるものと考えています。

現在、三重県におきましては、地域通訳案内士制度を導入しているところはありません。

そこで伺います。三重県に訪れていただいた外国人旅行者の満足度を向上させる取組として、地域通訳案内士制度の導入をすべきだと思いますが、県のお考えを聞きたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 地域通訳案内士制度にどう取り組むのかについて、お答えをさせていただきます。

今後、ますます増加するインバウンドに対応するため、外国語で地域の案内ができることは、三重の魅力をより深く正しく伝えるために重要なことであり、外国人旅行者の満足度向上につながるものと考えています。

通訳案内士法が改正され、報酬を得て、誰でも通訳案内業務が行えることになったことで、旅行者の多様なニーズに対応できるようになりました。

県としてはまず、国の試験に合格し、高度な語学能力、案内知識を有することで、質の高い案内ができ、地方部での登録者数第9位、令和元年8月末現在159名の三重県で登録いただいています全国通訳案内士の活用を促進していきたいと考えています。

このため、三重県で登録されている全国通訳案内士に対し、本人の掲載希望を確認した上で、自己PRなどを県ホームページに掲載を進めるとともに、より多くの方に活用していただけるよう、全国でも有数の閲覧者数を誇る三重県観光情報サイト、観光三重のトップページにバナーを設け、県ホームページとリンクさせています。

平成31年2月からは、掲載名簿の多言語化と要望のあった顔写真を追加するなど、県内登録者の情報提供を進めています。掲載している全国通訳案内士からも、通訳案内の問い合わせが増えたという意見もいただいております。

また、県内でも、お伊勢さん観光ガイドの会など、英語での案内が実施される地域も生まれつつあります。そのことから、地域通訳案内士制度の導入

について、他府県の導入自治体での活用状況や課題を調査研究するとともに、市町等関係者の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

〇52番（中川正美） 次に、文化資源を活用した観光振興についてお聞かせ願いたいと思います。

インバウンドの誘客や受け入れ体制等の取組について御答弁いただきました。

外国人旅行者が三重県のすばらしい文化に触れていただき、ひいては、文化で地域を元気にすることができればいいのではないかと考えるものであります。

そういった意味で、世界中から日本に訪れる方が増える東京オリンピック・パラリンピックは、日本が持つ文化の魅力を発信する絶好の機会となります。東京オリパラは文化の祭典であります。地域性豊かで多様性に富みますレガシーの創出につながる文化プログラムが、全国で実施されることになります。

三重県は、全国有数の観光スポットがあり、より多くの方が県内を訪れ、さらに県内各地を周遊していただけるポテンシャルを秘めています。

一方、地方におきましては、少子・高齢化、過疎化の影響によりまして、担い手が不足をし、伝統文化、伝統産業の継承の危機、祭りの中止など、地域文化の独自性が失われるおそれがあります。心豊かな生活や活力ある社会を形成していくために、文化は重要な役割を果たしています。地域の大切な宝である文化資源を活用して、地域を元気にする施策を進めるべきだと考えます。

東京オリパラ大会から、三重とこわか国体・三重とこわか大会へさらに機運を高めていく必要があります。

そこで、観光誘客など、多様な文化と連携した取組を進めるべきだと考えますが、どのように取り組んでいくのか、県の考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 観光誘客など、文化と多様な分野が連携した取組についてお答え申し上げます。

文化振興は文化を振興するためだけのものではなく、あらゆる施策にインパクトを与え、社会や経済の発展をもたらすものという認識のもと、本県では新しいみえの文化振興方針に基づき、人材の育成や文化の拠点機能の強化、新たな価値の創造等、五つの施策を実施しております。

そのような中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が日本文化を世界に発信するため、文化プログラム、b e y o n d 2020を全国で進めております。

三重県は平成29年1月に認証機関となり、市町や団体等に参画を働きかけながら、県事業も含め累計43件の認証を行っており、障がい者や外国人にも配慮した取組が実施されることにより、大会後を見据えた共生社会や、国際化につながるレガシーの創出に寄与していきたいと考えております。

多様な分野が連携した取組としましては、三重県総合博物館では協賛をいただいて、企業等がその活動PRを行うコーポレーション・デーというものを実施しております。

例えば昨年度、総合文化センターと雇用経済部が連携して誘致された5000人規模の医療系の学会では、この制度を活用して学会活動の紹介が博物館で行われており、来訪者が基本展示も観覧することで、三重県の文化に触れていただく機会ともなりました。

また、誘客につながるものとしまして、津市北部地域の6団体が誘客促進に取り組むきたとびあでは、協働して情報発信や周遊企画等を実施しており、また、斎宮歴史博物館では、都市部での公開講座の開催や旅行会社が行うPRイベントへの参加など様々な取組を行うとともに、明和町や一般社団法人明和観光商社等、地域の方々と連携しながら、今後の誘客に係る取組を検討しておるところでございます。

今後とも、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重

とこわか大会の機運の高まりを逃すことなく、様々な分野において多様な主体と連携しながら文化資源を活用した取組を進めることにより、県民の皆さんの地域への誇りや愛着を高めるとともに、国内外から訪れる方々に三重の魅力を発信し、地域の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

〇52番（中川正美） 続きまして、教育の振興についてお尋ねいたします。

まず、幼児教育・保育の無償化の円滑な導入に向けての問いであります。

幼児教育・保育の無償化が10月1日からスタートし、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちと、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化されます。

無償化の導入によりまして、今後、幼児教育の負担軽減による少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実などの効果が期待されます。

一方で、制度導入直前となった9月になって、公定価格における副食費の取り扱いに係る国からの通知が発出の2週間後に取り消されるなど、制度の円滑な実施に不安を感じる話題も見聞きしています。

幼児教育・保育の無償化は、現場にとって大きな制度改革になります。特に、10月以降の制度導入直後には、これまで想定していなかった課題がさらに生じないとも限りません。保育現場の皆さんも不安を感じておられることと思います。

全国の1700を超える市町村に正しく制度を周知し、問い合わせに一括して対応することは国だけでは現実に困難であり、各都道府県が市町村から課題等を聞き取った上で適切な助言を行い、市町村に共通する困り事や制度の問題点を国に正確に伝え、その改善を要望するなど、広域自治体としての役割を果たすことが制度の円滑な導入に向けて重要となります。

また、私立の幼稚園や保育所については、経営主体が市町村である公立の園などと比べて、より丁寧な情報提供や意思疎通を心がける必要もあります。

そこで、幼児教育・保育の無償化の円滑な導入に向けて、県が果たすべき役割についての認識と、今後の対応方針をお聞かせ願いたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 幼児教育・保育の無償化の円滑導入についてお答えいたします。

今回の幼児教育・保育の無償化は、その対象施設、対象サービスが多岐にわたり、制度内容が複雑であることから、公立、私立を問わず、保育所や幼稚園などにおいて円滑に制度が導入できるよう、市町等を支援することが県の役割であると考えています。

そのため、県においては、今年５月の改正法の成立前から地方自治体における事務が円滑に進められるべく、早期に仕組みづくりを行い、丁寧な説明と十分な準備期間を確保するよう、国に対して申し入れを行ってきました。

また、サービスが提供される現場で混乱があってはいけないという思いから、市町担当者に向けて４月には情報交換会を行うとともに、６月には内閣府の職員を招いて説明会を開催するなど、少しでも早い情報提供を心がけ、円滑な導入に向けて取り組んでまいりました。

今後、無償化が開始される中で初めて気づくふぐあいや、細かな疑問が出てくることが想定されておりますので、引き続き、広域自治体としてしっかりと情報収集や相談支援を行うとともに、必要に応じて意見集約、情報共有を行い、公立、私立などの運営主体により情報伝達に差が出ないよう、市町や保育所等の方々に対して丁寧に対応していくことで、保護者が安心して保育所等を利用していただけよう努めてまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 次に、私立高校の授業料減免の見直しについてお尋ねいたします。

私立学校は建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、三重県の教育において大変重要な役割を果たしてまいりました。

そういった中、保護者等の経済的負担の軽減につきましては、国が令和2年度から私立高校の授業料の実質無償化を実施することとしています。

国は、年収約590万円未満の世帯に対して、私立高校の平均授業料を勘案した水準まで支給上限額を引き上げるとしており、この引き上げによりまして、三重県のほとんどの私立高校において授業料が無償化になると聞いています。

しかしながら、年収約590万円以上910万円未満の世帯につきましては、今回の引き上げの対象とならず、公立の授業料と同額の支援金のまま据え置かれ、公私間格差が依然として残ります。

現在、県では国の高等学校等就学支援金に上乗せする形で、年収約590万円未満の世帯に対して補助を行っていますが、国の無償化によりまして、上乗せの必要がなくなることになります。これまで上乗せを行ってきた予算を利用して、公私間の負担格差を是正し、保護者が身近に私立を選択できるよう、年収約590万円以上910万円未満の世帯につきまして、県による上乗せの支援を行っていく必要があるのではないかと考えますが、今後の授業料減免制度をどのように見直していくのかお考えをお聞きしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 私立高校の授業料減免補助金、今後どうするのかということについてお答え申し上げます。

保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の就学を支援するため、これまで県では国の就学支援金に上乗せする制度として、年収350万円未満程度の世帯を対象として、生徒等の授業料減免を行う学校法人に対して助成を行ってまいりました。

令和元年度は、子どもたちが安心して学校へ通える環境をつくるため、国に1年先行して、年収350万円以上590万円未満程度の中所得世帯を対象に、生徒1人当たり月額1000円の上乗せ補助を行っているところでございます。

保護者負担等の公私間格差を是正し、生徒の選択肢の幅を広げることが望まれ、授業料に対する支援は保護者からも強い要望がある中、先ほど議員か

らもお話でしたが、国は令和2年4月から子どものいる世帯の年収590万円未満程度を対象とした私立高校の授業料の実質無償化を実施することとしております。今回の国の実質無償化は、対象を低所得世帯から中所得世帯へ広げるものの、年収590万円未満程度とする所得制限を設けているところでございます。

県といたしましては、公私間格差の実態や他県の動向なども踏まえながら、今後の支援のあり方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 次に、私立高校の経営の支援についてお尋ねいたしたいと思います。

県は私立学校の運営を支援するため、高等学校等振興補助金によります助成を行っていますが、振興補助金における県単独の上乗せ額は、近年、生徒1人当たり247円と非常に低額な状態が続いております。

私立学校の経営が難しくなれば、教育の質の低下を招くとともに、授業料の引き上げにより保護者の負担が増すことになりかねません。高等学校等振興補助金の県単独上乗せの増額を行い、私立学校の運営に対して支援を行うことが、ひいては保護者の負担軽減につながると考えます。

令和2年度には、さらに生徒数の減少が見込まれ、私立学校の経営環境がさらに厳しくなると考えられる中、私立学校の経営の健全性を高め、私学振興を図るために、県単独の上乗せ額を増額していく必要があるのではないかと。

先ほどの質問の回答では、授業料の減免補助金については慎重に議論していくということでしたが、国の授業料無償化に伴い不用となる予算を利用し、高等学校等振興補助金の県単独の上乗せについて一定の増額を行うという考えがあるのではないかと考えますが、お尋ねいたしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 私立高校の振興補助金の今後の見通しにつきまして、お答え申し上げます。

私立学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開するとともに公教育の一翼を担っており、本県の初等、中等教育において大変重要な役割を果たしていると認識しております。

県では、私立学校の特色ある学校づくりや健全な学校経営を支援するとともに、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、経常的経費等への補助を行っております。

今年度は、高等学校等振興補助金の全日制高校の生徒1人当たりの単価を、国標準額に県費上乘せ額を合わせ33万6558円とし、前年度より4505円増額しているところです。

県では国が示した標準額に対し、実際の国庫補助単価が下回った場合においても、毎年、国が示した標準額となるよう予算を確保しております。こうした中においても、全日制高校における補助単価の県費上乘せ分については、前年度同様の1人当たり247円を維持しているところでございます。

国に対しては、経常的経費に対する国庫補助のさらなる充実を図るように、要望を行っているところでございます。

振興補助金につきましては、個性豊かで多様な教育を提供する私立学校の重要性を踏まえ、私学助成のあり方の中で今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 次に、自転車の活用推進についてお尋ねいたしたいと思えます。

今回は、三重県自転車活用推進計画（仮称）についてお伺いいたします。

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動、輸送や、健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであり、また、近年では、全国各地で様々なサイクリススポーツの大会、イベントが開催されるとともに、風光明媚な地域を観光するための手段としても脚光を浴びてきています。

こうした中、平成29年5月から自転車活用推進法が施行され、平成30年6

月に同法に基づき、国におきましては、自転車活用推進計画が閣議決定されたところであります。

同法では、第10条において、都道府県自転車活用推進計画について定めており、都道府県は自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の事情に応じた、自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないと規定をされております。これを受けて、今年度、本県におきましても、三重県自転車活用推進計画（仮称）が策定されることになったと伺っております。

2年前の一般質問において、自転車を活用した地域活性化について検討を要望させていただいたのですが、いよいよ計画として形になるということで、私も三重県サイクリング協会の会長として非常にうれしく感じています。

さて、国の計画では、目標として、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の四つが掲げられています。

それぞれ重要な目標であると思いますが、私自身はさきの質問でも触れましたが、いなべ市のツアー・オブ・ジャパンいなべステージや熊野市のツール・ド・熊野などといった、全国的にも知名度が高い大会が本県で開催されていることから、こういった地域資源を活用して、県としてブランド化を図っていくべきではないかと考えますが、そこで、地域連携部長にお伺いをしたいと思います。

今回計画を策定するに当たりまして、本県における自転車にまつわる現状をどのように捉え、何に注力していくのか、基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、本県の自転車活用推進計画の策定に当たりまして、現状をどのように捉えて、何に注力していくのかということについてお答えをさせていただきたいと思います。

今年度、策定を予定しております県の自転車活用推進計画は、県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくりを目指し、議員からも御紹介がございました、国の計画が示す四つの目標を勘案しつつ、スポーツの振興、健康づくり、観光地域づくり、事故のない安全・安心の推進などの観点から、本県の資源を生かした特色ある計画として取りまとめていきたいと、そのように考えております。

本県の資源をスポーツの面から見てみますと、国際自転車競技連合が公認します、ツアー・オブ・ジャパンいなべステージやツール・ド・熊野、公益財団法人日本自転車競技連盟が主管する全国ジュニア自転車競技大会といった、サイクルスポーツの大規模大会が本県で開催されています。

観光面から見てみますと、千葉県から和歌山県まで結ぶ延長約1400キロメートルの太平洋岸自転車道が、本県の鳥羽市から紀宝町においても指定をされ、案内板の設置や路面標示などの整備が進められております。

この太平洋岸自転車道については、国内外のサイクリストの誘客を図るナショナルサイクルルートの指定に向け、ハード、ソフトの両面から環境整備を進めていくこととしております。

また、豊かな自然等を体感し、歴史や文化、人との交流を楽しみながら旅をするジャパンエコトラックに伊勢熊野エリアが登録されているところです。

こうした資源を生かしたスポーツの振興や観光地域づくりの観点は、本県の特色ある計画策定を進める上でとりわけ重要であると考えております。

本県が持つ資源を最大限活用しまして、サイクルスポーツの認知度向上や競技人口の拡大、観光客などの来訪者の自転車活用の促進や受け入れ環境の整備などについて、サイクルスポーツやサイクルツーリズムを積極的に推進します市町とも連携を図りながら、しっかりと計画に反映をさせていきたいと考えています。

また、計画策定に当たりましては、県民の皆様はじめ、県議会の皆様や市町、有識者など、幅広く意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと思います。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 最後に、受動喫煙防止対策についてお尋ねしたいと思います。

望まない受動喫煙の防止を目的といたしまして、平成30年に健康増進法の一部が改正され、2020年、令和2年4月1日から全面施行されることとなっています。法の改正を受けて、今後の県の取組についてお聞かせ願いたいと思います。

健康増進法では、既に受動喫煙防止について努力義務が定められていますが、さきに改正されました健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を強化することを目的として改正されました。

法の改正に当たりましては、第一に、望まない受動喫煙をなくす。第二に、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。第三に、施設の類型、場所ごとに対策を実施するの三つを基本的な考え方としています。

この考え方によって、学校、病院、児童福祉施設等や行政機関の庁舎は原則敷地内禁煙となっており、これ以外の多数の者が利用する施設、例えば、事務所や飲食店、ホテルなどは原則屋内禁煙となっています。

そして、法ではそれぞれの施設の管理について権限を有する者が講ずべき措置等についても定められていることから、事業者や国、自治体は、それぞれ責任を持って受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。

日本の受動喫煙防止対策は世界的に低水準にあると言われていますが、対策が進んでいる国から日本にいられた方が気持ちよく滞在し、三重県を楽しんでいただくためにも、受動喫煙防止対策をしっかり進めていかなければなりません。

そこでお聞きします。受動喫煙の防止を図るため、県はこれまでどのような取組を行ってきたのか。また、2020年、令和2年4月1日からの改正健康増進法の全面施行に向けて、今後どのように取り組んでいくのかお聞きします。

もう1点、たばこを吸う人は年々減少する一方で、たばこを吸う人はまだ一定程度いるという現状もあります。先ほども触れた飲食店などについては原則屋内禁煙ですが、喫煙専用室でのみ喫煙可能としています。受動喫煙防止の取組をしっかりと行うことによって、たばこを吸う人にとっても快適に過ごせるような環境が整備されることとなっていくのではないのでしょうか。そのためにも、事業者が行う喫煙室の設置や改修等が円滑に進められることが重要だと思います。事業者が行う受動喫煙防止対策に対しどのような支援を行っていくのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 受動喫煙防止対策の取組と、事業者の支援の2点について御答弁申し上げます。

本県では、三重の健康づくり基本計画、ヘルシーピープルみえ・21に基づき、たばこの煙のないお店の認定や、世界禁煙デー、禁煙週間にあわせた県の各庁舎でのパネル展の開催、リーフレットの配布など様々な取組を行ってまいりました。

また、健康増進法の改正に伴い、本年3月から各保健所に受動喫煙防止に関する相談窓口を設置いたしますとともに、事業者が実施すべき対策の内容を明記したパンフレットを活用し、事業者等からの相談に対応しております。さらに、法改正の内容について、市町の担当者や関係団体への説明を行うなど、周知を図っているところであります。

今後は、こうした取組を引き続き行いますとともに、9月6日に立ち上げた三重とこわか県民健康会議を通じて、企業等に働きかけを行うなど、受動喫煙の防止に向け一層取組を強化していきたいと考えています。

具体的には、新たに創設するとこわか健康会員認定制度において、その認定要件の中に受動喫煙防止対策に関する項目を入れ、企業等における取組の促進を図ることとしております。

2点目の、事業者に対する支援につきましては、2020年4月1日の改正健康増進法の全面施行に向けまして、事業者が円滑に対策に取り組めるよう、

この10月から保健所の職員体制を強化し、丁寧に相談に対応してまいります。

また、喫煙専用室の設置に対する助成や、測定機器の無償貸し出しなどの支援制度についても、相談窓口や県のホームページ等で周知を行ってまいります。

改正健康増進法の内容を遵守していただけるよう、今後も適時、助言、支援を行い、受動喫煙の防止に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 以上で終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

（拍手）

○副議長（北川裕之） 37番 今井智広議員。

〔37番 今井智広議員登壇・拍手〕

○37番（今井智広） どうも皆様、こんにちは。

先ほど中川正美議員の質問中に、高茶屋小学校の3年生の皆さんが、第1班約60名が来ていただきました。この後、第2班の約60名もまた来られるということです。なるべくわかりやすい言葉で、単語は一つ一つ難しいかもわかりませんが、質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長のお許しをいただき、通告に従って質問をさせていただきます。

まず一つ目が、高度救命救急センターの設置についてということで質問させていただきます。

もう皆様方も御承知のとおり、三重県内には四つの救命救急センターを設置していただいております。

北から県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、そして伊勢赤十字病院、この四つの病院が県民の命と健康を、高度な医療を提供していただいております、命にかかわる重篤な患者を受け入れてくださる救命救急センターとして頑張っていただいております。

4病院とも厚生労働省の実施をする充実段階評価、救命救急センターが充

実しておるかどうかわかりませんが、その評価を厚生労働省がしておるんですけれども、最もよいA評価を4病院とともっていただいております。でありますので、本当に私たちの命と健康を守るために御尽力をいただいております。

また、三重県では平成24年2月からドクターヘリを導入していただいて、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院が基地病院となって、2カ月ごとにそれぞれ基地病院となり、本当に高度な救命救急を提供していただいております。

そういった状況でありますので、三重県の救命救急の体制等については、私も本当にありがたく思っておりますし、評価をしておるところでありますけれども、今日取り上げさせていただく高度救命救急センター、この高度救命救急センターの指定を受けた病院は三重県内にはございません。この病院は、じゃ、どういう病院ですかということなんですけれども、救命救急センターの中でも特に高度な救急医療、具体的に申し上げますと広範囲の熱傷、やけど、そして指肢切断、指とか足とかの切断、そして急性中毒、薬品や農薬等で吸い込んで急性中毒になる、こういった病気を特殊疾病患者というみたいですけれども、この方々をしっかりと受け入れるのが高度救命救急センターであると、そのように伺っております。

全国では42の施設がこの指定を受けており、31の都道府県には高度救命救急センターがあるんですけれども、今の段階ではまだ三重県では指定を受けている、設置されている状況ではないということでもありますので、この部分において、やはり私どもは、三重県においても救命救急センター4病院がしっかりと頑張っているのを、さらに、そういった特殊疾病患者を受け入れる体制がしっかりと整っていますよということを、三重県として全国に発信するためにも、高度救命救急センターの設置がどうしても必要であると、そのように思っております。

私も医療関係者の方々といろいろ意見交換をする中で、三重大学医学部附属病院は、高度救命救急センターの指定を受けていただく基準というのがあつたんですけれども、それをほぼ満たしておると、そのように聞かせていただ

いております。

診療科同士の連携体制でありますとか、医師や看護師の確保でありますとか、そういったことがほぼ基準を満たしておるということでもありますので、後は、この指定は三重県が指定するかどうか、以前は厚生労働省の指定だったんですけど、権限移譲で今三重県になっておりますので、三重県がどのように取り組むのかということが大事になってまいります。

一方で、この指定に当たっては、三重県のつくっておる医療計画の中でしっかりと位置づけをしないとイケないということも、一方であると伺っております。

平成30年から現在の第7次三重県医療計画、6年計画を持っていますけれども、この中にはこの救命救急のところに高度救命救急センターという書き込みがない状況でありますので、まずは第一段階として6年計画の中の間見直しのところでしっかりと高度救命救急センターの設置というものに、三重県として医療関係者の皆様方の御協力をいただきながら書き込んでいただいて、そして、医療計画の後半の早い時期に高度救命救急センターの設置をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、医療保健部長の御答弁をお願いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 高度救命救急センターの設置についてお答えをいたします。

高度救命救急センターにつきましては、議員からも御紹介がありましたように、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患患者に対応するために必要な診療機能を有する救命救急センターであり、県の医療計画に基づき、救命救急センターの中で特に高度な診療機能を有する病院を知事が指定することとされております。

高度救命救急センターでは、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を、24時間365日受け入れる必要があります。さらに、広範囲熱傷や指肢切断の患者への対応には皮膚科と形成外科との連携が不可欠であ

るなど、病院全体として救急医療の提供に対する円滑な連携体制を構築しておく必要があります。

本県における特殊疾患患者数は年間で、広範囲熱傷が数件程度、指肢切断が20件、急性中毒が35件程度であります。このうち広範囲熱傷患者につきましては、愛知県ヘドクターヘリによる転院搬送により対応している状況であり、県内で対応できる体制を整備する必要があると考えております。

このため、広範囲熱傷患者への対応等について、三重大学医学部附属病院と検討を行った上で、来年度に予定をしております第7次三重県医療計画の中間見直しの際に、三重県医療審議会救急医療部会の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。

必要性は十分感じていただいております。今度の中間見直しのところで三重県医療審議会救急医療部会のほうで関係の方々の御理解をいただき、そして、書き込みが必要であるかどうかを審議していただかないといけませんので、県がやりたいと言ってもできるものでもないということも理解しておりますが、やはり県民の皆さんがいざというときに、県内でしっかりと治療を受けていただける体制をより強化していくということは、やはり三重県としてもしっかりと取り組んでいっていただきたいと思いますので、高度救命救急センターの設置に向けて、これからスピード感を持って取り組んでいっていただきたいと、そのように思っております。

それでは、二つ目に入らせてもらいます。健康経営の推進のためにというところでございます。

まず、パネルを出させていただきます。（パネルを示す）こちらは、三重とこわか健康立県宣言ということで、先日9月6日に三重とこわか県民健康会議でキックオフイベントがございました。三重県総合文化センターで知事中心に多くの方が集まっていたいて、三重県としてしっかりと健康づくり

に取り組んでいく、その中で、三重県とこわか健康立県宣言ということだとこわかに合わせて四つの宣言をしていただいております。

（パネルを示す）次のパネルは、宣言の具体的なK P I、目標を、字がちっちゃくて本当に申しわけないんですけども、K P Iを具体的に、今までであるものも含めて連動性を持ちながら目標を定めていただいております。でありますので、今後、この宣言をし、目標をしっかりと達成するために、知事のリーダーシップのもと、私たちも含めて県民総参加でしっかりと健康づくりに取り組んでいくということが求められますので、しっかりと体制整備が必要であると思っております。

次のパネルのほうでは、三重県における健康づくりの重点取組ということで、（パネルを示す）じゃ、具体的にどういった取組をしていくのかということ等が、この紙の中に書いてあるんです。これも字がちっちゃくて申しわけないんですけども、左下には、よく皆様も耳にされる、三重県とこわか健康マイレージ事業というのを書かせていただいております。これは同僚の山内議員とともに、私も前々回質問をさせていただいたところでありますけれども、現在、県内の29市町が全てそれぞれの市町の健康マイレージ事業、独自のものをつくっていただいて、県と連携しながら進めていただいております。これはどちらかというと、やっぱり1人でも多くの県民の方に参加をしていただく。個人でもしっかりと参加をしていただけるというそういう制度であります。

画面で見ると右側になるんですけども、外させてもらいます。とこわか健康会員、いわゆる健康経営の部分になりますけれども、こちらは、やはり私どもの同僚の山内道明議員が、健康経営の必要性をこの議場で述べさせていただいて、県も今年度から取組をしていただいております。

先ほどの三重とこわか健康マイレージ事業の重要性とあわせて、今後やはり企業として、まずは個人個人の健康増進、また、健康の確保という、健康を維持してもらうということが重要であるんですけども、そのことによって、企業の経営にもとてもよい影響を与える、企業の経営向上につながると

ということで、健康経営という取組が昨今スタートしてきております。県もこのところにしっかりと参加をしながら、企業の協力、商工団体、様々な事業所の協力を得ながら具体的に進めていく、それが、とこわか健康会員の制度であったり、様々な健康宣言をしてもらう事業所等の中からも、特に優良なところを表彰したり、そういったことを具体的にやっていただくんだと思っております。

これは主担当は、両方とも、マイレージ事業も医療保健部健康づくり課が主担当となっていておりますけれども、やはり当然主担当の部には頑張ってもらわないといけないんですけれども、マイレージ事業のほうでは特に前回、スポーツの分野としっかりと連携をしてもらいたいということを言わせてもらいました。

(現物を示す) 実際、確認させてもらいましたら、昨年11月2日に国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課長のほうから、各市町の障がいスポーツ主管課長様宛にしっかりと健康マイレージ事業において、スポーツというのすごく関連をしておりますので、しっかりと連携をとり協力するようにというのを、各市町のほうに要請をさせていただいております。

(現物を示す) 一方で、健康づくり課長の名前で各市町の健康づくり担当課長に、スポーツの課としっかりと連携をしながらやってくださいねということで、これはもう本当に医療保健部と地域連携部のほうで連携をしっかりととりながら、マイレージ事業の普及をさせていただいておるということでありますので、今回取り上げさせていただいた健康経営に関しては、医療保健部健康づくり課と、特に雇用経済部の働きというものが大きくなってくると思っています。

国でも、健康経営、経済産業省、厚生労働省が中心でやってもらっていますけれども、やはり国がやっておるのは、大企業、結構全国的に名前の知れた企業が参加をしておるような状況になっておると思います。

やはり三重県として取り組むということは、中小企業、小規模企業、小売店舗、また、農林水産業や福祉の関係、医療の関係、様々な三重県内で事業

または会社をやっただいておる皆さんを巻き込んでいかないと、また、皆さんの協力をいただかないと三重県が健康づくりに本当に一生懸命取り組んでおる県であるということを内外にアピールすることもできないと思っています。

その意味から、先ほど国体・全国障害者スポーツ大会局のことを言わせてもらいましたが、雇用経済部としても健康経営に対してしっかりと取り組んでいていただきたいという思いを持ちながら、部長の意気込みをちょっと聞かせていただきたいなというのが1点。

そして、私自身、具体的に三重県には本当に中小企業、小規模企業振興の上で他の模範となる条例がございます。(冊子を示す) 三重県中小企業・小規模企業振興条例、平成26年4月からの施行になりますので、その前につくったときには、まだ健康経営というそういった概念は余りなかったわけでございますけれども、今、条例の中には人材の育成とか確保とか、そういったことはしっかり書き込んでもらっていますけれども、ちょうど施行して5年がたったこの時期に、もう一度見直しといいますか、みえ産業振興ビジョンも昨年11月に新たにS o c i e t y 5.0とかをしっかりと頭に入れながら全面改定をしてもらいました。

そして、三重県中小企業・小規模企業振興条例もこの4月でちょうど5年を迎えました。新たな概念である健康経営、従業員の皆様方が、本当に健康維持をしてもらうことが企業の振興につながるということにおいては、やはり全国の模範として、三重県中小企業・小規模企業振興条例の中に健康経営の部分を書き込んでいただきたいというのが二つ目の質問、それに対してどうかということと、もう一つ、この中で、三重県の条例の特徴は、三重県版経営向上計画というのをステップ1から3までつくっていただいております。3月31日の時点で1637社が経営計画をつくっていただいております。こういった三重県版経営向上計画の中に、できるところからいいと思うんですけども、健康経営の概念も取り入れていくことが、本当に企業のこれからの将来に向けた人材の確保といいますか、人材の、企業の従業員が元気で力

を出してもらうことが企業のためになるということで、こういったところに書き込んでいくのも具体的にしていってらどうかと思っております。

やはり宣言をして、中身が伴わなければいけないと思いますので、数年後には結果がいろいろあらわれるという具体的な策が必要であると思いますので、そのあたりにつきまして、雇用経済部村上部長の答弁をお願いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、健康経営の推進に向けての雇用経済部としての取組、3点、御質問を頂戴いたしましたので、順次御答弁を申し上げます。

意気込みについては、最後に述べさせていただきたいと思うんですけれども、取組状況と連携状況、これについてまず御答弁を申し上げます。

雇用経済部では、誰もが働きやすい職場づくりを通じて、県内企業の人材確保や生産性の向上につながる働き方改革にこれまで取り組んでまいりましたが、健康経営の取組をあわせることで、相乗効果が期待できることから、医療保健部と連携した取組を始めたところでございます。

具体的には、みえの働き方改革推進企業登録・表彰制度において、生産性の向上への取組とともに、従業員の健康づくりのための取組を加えて、登録基準項目として評価の対象としました。

また、中小企業の健康保険の運営主体でございます、全国健康保険協会三重支部が開催をいたします健康経営セミナーにおいて、健康経営優良法人や働き方改革推進企業の取組事業を広く紹介しているところでございます。

さらに、平成30年2月に締結をいたしました、アクサ生命保険株式会社と三重県との健康づくりと働き方改革の推進のための協定に基づきまして、同社と商工会議所が県内各地で共催しております健康経営セミナーにおいて、医療保健部と合同で働き方改革取組拡散事業と、三重とこわか健康マイレージ事業についてPRをしているところでございます。

続きまして、条例の関係でございます。先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、三重県中小企業・小規模事業振興条例につきましては5年

が経過をいたしました。そこで、これまでの条例に基づく施策の効果を検証し、新たな課題を明らかにするため、三重県事業所アンケート調査に加えて、商工会、商工会議所の経営指導員や三重県版経営向上計画の認定企業を対象としたアンケート調査を実施するとともに、県内5地域において、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を開催いたしまして、意見聴取をしているところでございます。

現在、これまでの検証作業を踏まえて、来年度以降の施策の展開ですとか、条例改正の必要性についても検討をしているところでございますが、今後、健康経営の視点も加えて検討を進めていきたいと考えてございます。

また、3点目でございます。三重県版経営向上計画でございますが、これは、県内の中小企業、小規模企業が自らの経営課題を克服する計画を策定し、商工会、商工会議所や三重県産業支援センターなどの伴走型支援を得ながら、経営力向上を実現する取組でございます。

健康経営は、中小企業、小規模企業の経営力向上につながる取組の一つであると考えておりますので、今後、三重県版経営向上計画の新たな経営課題として加えることを前向きに検討していきたいと思っております。

健康経営は、今後ますます企業経営の重要な視点になると考えられることから、企業において健康投資が進むよう、医療保健部や関係機関とも連携をいたしまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁、ありがとうございました。

積極的に取り組んでいただけると実感しましたので、よろしくお願いいたします。

小学校の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございました。せっかく知事の声聞いてもらいたいと思ったんですけど、お帰りのので済みません、ありがとうございました。

先ほど見せたK P Iの中には小学校6年生の子どもたちの現状値と目標値というものもあります。小さい子どもから、人生の大先輩方まで本当に世代を

超えてみんなで取り組んでいく健康づくりの宣言でありますので、今後様々な場面で健康づくりの啓発というものをしっかりとやっていかないとはいけませんし、一方で、雇用経済部のほうでしっかりと取り組んでもらいますので、医療保健部健康づくり課ともまた連携を深めて、企業への、例えば専門家派遣、健康経営に関する派遣とかは健康づくり課でちょっとお願いをするとか、そういった連携をしっかりとっていただきたいと思います。

時間もありませんので、最後の質問に入らせていただきます。

希望がかなう不妊治療支援の充実に向けてということで、題名をつけさせてもらいました。

私自身、1期目のとき、平成24年9月に不妊治療制度について質問をさせてもらいました。その当時、何をしたかということ、平成18年から三重県の県単事業、特定不妊治療への上乗せ事業というのをスタートしていただきました。

その当時は、所得制限、低所得者の方々への支援、サポートという色合いが非常にあって、三重県として全国に先駆けてスタートしてもらったんですけども、所得制限が300万円未満でありました。でも、子どもを産み育てたいと願う御夫婦にとって、やはり不妊治療をずっと受け続けるためには、本当に所得も上げていかないといけない、働かないといけないということで、働けば働くほど当然所得をいただいてもらうわけでありますので、当時300万円未満という理由づけがあってやられたと思うんですけども、拡充すべきじゃないかという質問をさせていただいて、平成24年には改正していただいて、400万円未満にいただきました。

あわせて、そのとき相談体制、当時は午後の5時間の相談体制だったんですけども、やはり、それが夜仕事が終わってから相談したい、そういった相談者が多いのではないのかということで、ちょっと時間を延ばしてもらいたいということでお願いをしました。平成23年から、それまで午後の5時間だったところを、朝10時から夜の8時まで延ばしてもらいました。それによって相談件数も大分増えたという、そういったことがございましたけれど

も、今回、言わせてもらいたいのは、三つ、まず所得制限であります。

不妊治療を受けていただいて、お子様を授かっていただく、赤ちゃんが生まれてきてくれる。赤ちゃんの割合というのが、2016年全ての出生数に対して赤ちゃん18人に対して、1人は不妊治療等の治療を受けていただいて生まれてきてくれた子である。2017年には17人に1人の割合でということで、本当に子どもを産み育てたいと願う皆様方が、体調管理をしながら、また医療関係者の力を発揮していただいて、お子さんを産んでいただいた割合がどんどん今の子どもたちの中で増えてきておるということであります。

今は少子化対策、人口減少問題、いろいろありますけれども、やはりこれまでとまた一つステップアップをして、不妊治療に対する考え方、希望がかなう、本当にそういった産み育てることを願う方に、しっかりと社会が、また県として市町と協調しながらサポートをするという面においては、この400万円という所得制限、ここをやはりさらに拡充していかないといけないと思います。私自身は撤廃までしてもらいたいと思っておりますけれども、それに対してどうか。

二つ目が、不妊治療を受けていただくには、従業員として働いている方がやはり企業に言いやすい環境、また休みをいただきやすい環境、言うたら、企業がしっかり理解をするということでもあります。その環境づくりに取り組むことが重要でありますけれども、子ども・福祉部として、どういうふうに取り組んでいくのか。

三つ目が相談体制であります。先ほども申し上げました、平成23年から午前10時から午後8時までに伸ばしていただきましたけれども、平成30年から、私もちょっと勉強不足で知らなかったんですけど、時間が朝10時から午後4時までに縮小しておったんですね。今現在縮小しておる状況であります。4時間終わりが早くなった、通常午前10時から午後4時までという時間は、皆さんお仕事をしておるケースが多いと思うんですね。その証拠に、平成30年度の相談件数はぐっと少なくなって117件ぐらいだったと、そのように思います。それまで200件以上あったような、平成29年度は170件ぐらいだったと

思いますけど、それがぐっと下がってきております。

やはり、相談をしたい方々が相談しやすい環境をつくるということでは、平成30年から、それまで午前10時から午後8時までだったものを午前10時から午後4時までに変えた理由もあると思うんですけど、ここを何とかもう一度時間を延ばす、この努力をぜひしてもらいたいと思います。この3点について御答弁をお願いします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 不妊治療支援の充実についてお答えさせていただきます。

晩婚化等の影響もあり、国の推計では不妊に悩む御夫婦が5.5組に1組と言われており、これは年々増加しております。

また、国の助成制度も順次拡充されておりますが、しかしながら、所得の低い御夫婦にとっては経済的負担が依然として大きい、そういうことから、県としましては四つの県単補助事業を実施しております。

具体的には、国の助成額への上乗せ、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の拡大、一般不妊治療費、また、不育症治療費への助成を行う市町に対して助成額の2分の1を補助しております。

これらの県単補助事業につきましては、限られた財源を効果的に使うため、特定不妊治療費の助成申請があった方の、平均所得に相当する夫婦合算400万円を所得制限として対象としております。

現在、四つの県単補助事業全てを実施している市町は、県内では17市町にとどまっております。県内どこに住んでいても同等の支援が受けられるよう、まずは実施市町の拡大に力を入れていきたいと思っております。その上で、所得基準の見直しにつきましては、国の補助制度の拡充、申請者の所得の推移、治療費の推移、市町等への負担、それらを総合的に検討するため、今後各種データの収集、分析を進めてまいりたいと思っております。

次に、企業の理解促進についてでございますが、現在、企業向けの講演会や啓発リーフレットの作成等で環境づくりに取り組んでおりますが、本年、

不妊治療を受けている、実際900人の方に直接アンケート調査を実施しております。そこで、アンケート調査を分析して、仕事と不妊治療の両立に向けた課題を明確にした上で、労使だけでなく医療機関等々連携して、実情に合わせた対策を検討してまいりたいと思います。

3点目、不妊専門相談センターでございますが、現在、より多くの相談者に活用していただくため、秋にも相談時間を延長できるよう相談員の増員などに努力してまいりたいと思っております。

今後とも、不妊治療費の経済的支援、専門的な相談体制の充実、環境づくりの推進に総合的に取り組んでまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁、ありがとうございました。

また、今後いろいろと私どもも要望等もしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

最後になりましたけれども、皆さん頑張ってください。

今日、2期目初めての一般質問となります。この発言の機会を与えていただきました伊賀市の皆さんにありがとうございましたという、大好きですという気持ちを伝えて、一般質問に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1番目の、企業との協創の三重県づくりについてということで伺います。

三重県とDMG森精機株式会社は、昨年4月、産業振興等に関する包括的連携協定を締結いたしました。

（パネルを示す）こちらが協定内容なんですけれども、県内の製造業の高度技術化や技術人材の育成等の産業振興、スポーツの振興、その他地域の活性化、三重県らしい景観づくりを進めることなど6項目の協定内容になって

います。

工作機械の世界的企業であり、伊賀市に開発、製造拠点を有するDMG森精機株式会社の精密加工に関する知見、ノウハウ、グローバルネットワークを生かし、緊密な相互連携と協力による取組が期待されているところです。

これらの包括連携協定のこれまでの成果と、今後どのようなことに期待をし、一層の連携を深めていくのか、県の考えをお聞かせください。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） DMG森精機株式会社との協定に基づく成果と、今後の期待、連携について御答弁を申し上げます。

三重県とDMG森精機株式会社との産業振興に関する包括的連携協定については、同社との技術交流会の開催をきっかけに、県から県内中小企業の生産性向上や技術の高度化に向けた連携を積極的に働きかけ、最終的に知事のトップセールスによりまして、産業振興だけではなく、スポーツ、景観づくりを含む地域の活性化を目指し、連携して取り組むこととして合意をしたところでございます。現在、関係部局が協定に掲げた連携内容について、それぞれ企業や関係機関と個別に協議をしながら取組を進めているところでございます。

これまでの主な取組実績といたしましては、DMG森精機株式会社から工業研究所と四日市工業高等学校の2カ所に対しまして、最先端の5軸加工機を無償貸与していただきまして、工業研究所向けには県内企業への機械加工に関するアドバイス、四日市工業高等学校向けにはプログラミング演習などの授業のための講師派遣をいただくなど、県内企業の生産の効率化や人材育成に取り組んでいただいております。

また、県内の企業や学生などを対象に、I o Tを活用した最先端のスマート工場でございます伊賀事業所の見学会を6回開催していただきました。

このほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催機運醸成に向けた、広報への協力等をお願いしてございます。

また、DMG森精機株式会社が伊賀市御代新堂地区で取り組むこととして

ございます景観まちづくりについても、伊賀市とも連携しながら支援を行っているところでございます。連携協定に基づく取組が一定の成果につながっていると考えております。

雇用経済部といたしましては、今後もDMG森精機株式会社の有する精密加工に関する知見やノウハウ、グローバルネットワークを活用いたしまして、本県の強みでございます、ものづくり産業の発展や産業人材の育成に向けた取組を継続するとともに、データサイエンス推進など新たな取組についても成果につながるよう、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

また、そのほかの分野においても、関係部局が企業と連携を密にいたしまして、信頼関係を構築する中で取り組んでいただくことが重要であると認識をしております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 今の、県と結んでいただいた協定を踏まえて、（パネルを示す）今年1月、伊賀市もDMG森精機と包括連携協定を締結、さらには、地元の住民自治組織である西柘植地域まちづくり協議会と、西柘植地域JR新堂駅周辺における景観まちづくりプロジェクト推進に関する協定を締結し、ここが大事なところなんですけど、地域住民の合意形成を大切にしながら、良好な景観づくりと地域活性化を推進しようとしているところです。

先ほどの包括連携協定を契機にして、さらに深化をする形のプロジェクトについても県の積極的な協力が必要だと考えますけれども、地域連携部長のお考えをお聞かせください。

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、伊賀市における景観まちづくりプロジェクトの期待と今後についてでございます。

DMG森精機株式会社と県との包括的連携協定の一つとして、先ほど御紹介がありましたように同社が取り組む伊賀市御代新堂地区の景観まちづくりプロジェクトがでございます。

中身は、ガードレールや歩道の塗装などの周辺景観の整備、あるいは、ブドウの栽培とワイナリーの建設、JR新堂駅前の複合ビルの建設などが計画

をされているところでございます。

この計画を推進するに当たりまして、同社からは県の主導的な協力の要望もいただいたところでございます。計画が円滑に進むためには、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、伊賀市や地元の地域の皆さんの理解と協力というのが不可欠でございますので、県としても副知事をトップに伊賀市と計画の具体化に向けた調整を図ってまいりました。

こうした調整を重ねまして、本年1月には先ほど御紹介がありましたように、伊賀市、地元まちづくり協議会とDMG森精機株式会社との間でプロジェクト推進に関する協定が締結をされたところでございます。

現在、地域連携部と関係部が市と連携をいたしまして、支援を行っております。8月には同社と伊賀建設事務所との間で道路施設の維持、補修に関する協定が締結されるなど、周辺景観整備の取組が動き始めているところでございます。

今回のプロジェクトは、伊賀市御代新堂地区の活性化につながるだけでなく、企業の皆様に地域の活性化に貢献いただくという観点からも重要な取組であると、そのように認識しております。

今後も、引き続き関係部とともに市と連携を図りながら、計画の実現に向けしっかりと支援をしてまいりたい、そのように思っております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 三重県ではこれまで、企業とも含めた協創の三重県づくりということが、知事からも掲げられてきたところなんですけれども、協創とは一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、地域の団体、企業及び行政が、それぞれが公を担う主体として自立をし行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものをさらに創造していく概念というふうにされているんですけれども、知事は、全体的な包括連携協定も含めた企業等とともに取り組んでいる協創の三重県づくりについて、今後どのようなお考えで進めていく考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、そもそも三重県の中には、企業、大学、各種団体、数多くの包

括連携協定を締結していると思われますが、企業との包括連携協定というのは何件あって、全体的にそれぞれの取組を取りまとめたり、成果を取りまとめたりというのはどういうふうに行っているのかお答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたもののうち、協創の社会の実現に向けての包括連携協定とかの連携、これについてどう今後進めていくのかについて答弁したいと思います。現状などについては担当部長から答弁させます。

本県では、みえ県民力ビジョンの基本理念に「県民力による『協創』の三重づくり」を掲げ、従来から企業や大学等、様々な主体と連携し、施策の推進を図っています。

先日、お示ししましたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案でも、SDGsなども取り上げましたが、SDGsも多様なステークホルダーとの連携により、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指すものであり、地域住民や産官学金労言士をはじめとする様々な主体との協創をとりわけ重視する考え方です。

今、従来の社会モデルが通用しない変化の激しい時代が到来しつつある中で、全ての県民の皆さんの力を結集して課題解決を図ろうとする協創の考え方は、今後、ますますその重要度を高めていくものと考えております。

企業や大学等との連携は、こうした協創を牽引するものであり、社会的課題の解決を図るために、また、県民の皆さんの多様なニーズに応えるために、その一層の充実を図っていく必要があります。

包括連携協定の締結は、そのための効果的な手法の一つであると考えておりまして、既に締結している協定をさらに十分に活用するということ。それから、今後も企業や大学等との連携の充実に積極的に取り組んで、包括連携協定を含めた様々な手法に取り組んでいくと考えております。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私のほうからは、包括連携協定につ

いてどのように取りまとめているのか、その現状ということで答弁をさせていただきます。

企業や大学等と県が締結している協定には、特定の課題についての対応を定める個別協定と、複数の分野にまたがった連携、協力体制を定める包括連携協定があります。

こうした企業、大学等との連携については、社会的課題の解決ですとか、県民ニーズの対応といった目的を明確化して、効果的に取り組む必要がありますので、本県では、まず事業担当部局が確かな課題認識も有して、ニーズも精通しておりますので、事業担当部局が連携協定の締結を行っています。

包括連携協定につきましても、企業や大学等から提案があった連携、協働の内容の中で主たる取組を担当する部局が、取りまとめの中心になりまして、関係する部局と調整しながら連携項目を固めて、協定を締結しているという形です。

現在、全庁で50を超える包括連携協定を締結しておりまして、協定で定められた各連携項目については、それぞれの担当部局において責任を持って実施しているところでございます。

以上でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それぞれの事業担当部局で取り組んできたということに、少しだめ出しをさせていただきたいと思うんですけれども、一般質問するに当たって、全庁的に幾つあってどういう成果が上がって、どこの企業とやっていますかといったら物すごい時間がかかって、各部局に照会をかけていただいたりということで、その点についてなんですけれども、協創の三重県づくりということを掲げながら、企業との包括連携協定の取組は、県民の皆さんにとっても、協定の調印式の様子というのは伝わっているかもしれませんが、その後の政策展開というのが大変見えづらいものになっていると思いますし、県庁の中の主担当部局以外の部局との情報共有の徹底というのが本当にできているのかなと言わざるを得ません。

その一方で、県と連携して自らの持つ強みを生かして、三重県のために貢献をしていきたいという企業等にとっても、その思いを受けとめるだけの窓口が本当に広いものになっているのかという心配もしているところです。

そこで、少し提案なんですけれども、県と企業等を庁内横断的にワンストップでつなぐ公民連携窓口の取組です。

(パネルを示す) まず、茨城県では2017年より、茨城県公民連携窓口を設置し、県が企業等との連携を求める事業提案を行い、また、県との連携を求める企業等からの相談やコーディネート、相互交流に向けた窓口機能の明確化、庁内体制の充実を図っているというところです。

大阪府でも同様の取組が行われていたり、茨城県では協働推進サポートデスクということで、企業だけではなく、NPOやボランティア団体等にも窓口を広げたという内容になっています。

これらの先進事例について、県はどのように評価をしているのか、これらの取組を参考にしながら、三重県でも公民連携窓口の設置をはじめとする体制整備をやっていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○戦略企画部長（福永和伸） 御紹介いただいた他県事例につきましては、企業や大学等の側から見て、連携の提案を県に対して相談や連携を非常にしやすい形になっているなということで、大変参考になると考えています。

私どもも、行動計画にSDGsを導入しようとしておりますので、今後は企業や大学等の連携が、もっと大事になっていきますし、あと、今後社会にSDGsの考え方が浸透していくにしたがって、企業や大学の皆さんも、社会的課題の解決に向けて参画していこうという意識が高まっていくものと思われまますので、やっぱりこういう流れをしっかり受けとめて、県民の皆さんのニーズに応えていくためにも、相談や提案が行いやすい環境づくりを進めていくというのは大変重要なことだと思っておりますので、窓口を定めて担当部局につなぐといった形も含めまして、こういった事例をしっかり検討してまいりたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 県の立場からすれば、前のめりに、そしてがめつく取り組んでいってほしいなと思います。それでは、その辺よろしくお願いいたします。

次、行きたいと思います。

多言語化する児童・生徒の教育環境の充実ということで伺います。

余り時間がないのではしりたいと思うんですけども、この6月に日本語教育推進法という法律ができました。日本国内で暮らす外国の方々、就労している方も含めて、子どもたちも就労している方も含めて、日本語教育の充実を促していくというものなんですけれども、この法律を受けたことを伺いたいんですけども、特に今の地域の中での日本語教育というのは、地域のNPOやボランティアの情熱と熱意で成り立っていると思っています。この実情をしっかりと受けとめて、県が積極的な支援を行っていく必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

それから、もう1点まとめて伺いますけれども、子どもの不就学の実態把握と就学促進についてです。

昨年、毎日新聞が全国100の自治体に行った調査で、およそ1万6000人が学校に通っているかどうかわからないというような、非常に衝撃的な調査結果が明らかになり、文部科学省も全国の都道府県、政令市に対し、就学促進と就学不明児の実態把握調査への協力を求める通知を発出しているところですけれども、三重県における実態と就学促進の取組を教えてください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） まず1点目は、日本語教育推進法の施行を受けて、日本語教育に県としてどのように取り組むのか、それから、それを支えているNPOへの支援というのはどのように考えているのかという点についてでございます。

本県においては、早くから日本語指導に取り組んできたところでございます。具体的には、県教育委員会として、各市町における初期適応指導教室の

実施等の様々な取組について国の事業を活用し、財政的支援を行うとともに、外国人児童・生徒の母語に対応できる巡回相談員の学校への派遣や、民間団体と連携した日本語学習教材の活用に取り組んできたところです。

また、今年度、県として新たに外国人の中学生や高校生、その保護者が日本の学校や社会の仕組みについて正しく知ることができるよう、就職・進学セミナーを開催することとしておりますが、そのセミナーの開催については、NPO法人へ委託をし、その専門性を生かしていただくこととしております。

外国人児童・生徒への日本語教育において、専門的知識やノウハウを有するNPO等が果たしている役割は大きいと認識しており、今後は地域の実情にも詳しいNPO等の専門性を生かして、日本語教育のさらなる充実が図られるよう、一層の連携について検討していきたいと考えております。

もう1点、不就学における三重県の実態と就学促進に向けた取組についての御質問でございます。

外国人の子どもの就学状況については、その実態を把握するため、本年5月、県独自に各市町等教育委員会に照会をしました。その時点において、把握できた不就学の外国人児童・生徒数は2名でございまして、両親の教育方針がその理由となっております。

その後、国においても、議員から御紹介がございました、文部科学省の調査が行われており、その調査結果については今後公表される予定となっております。

外国人児童・生徒の就学促進のために、各市町で行われている取組としては、教育委員会と住民登録担当課の連携による転入時の情報把握や就学案内のほか、不就学の児童・生徒がいる可能性のある家庭への学校訪問等が行われております。

その一方で、現在、外国人児童・生徒がいらないなどの理由から就学促進のための取組体制が整っていない市町もございます。今後、改正入管法による外国人児童・生徒の増加が見込まれることや、これまで就学実態のない市町への散在化の進展を考慮すると、早期から就学に係る情報提供等を行うこと

や、学齢超過の児童・生徒を弾力的に受け入れるなどの、県内の全ての市町で、そのことが、外国人児童・生徒の不就学が生じないようにしていくことが大切であると考えております。

このため、県教育委員会としては、定期的に就学状況を把握したり、各市町の担当者等が集まる場において先進事例を情報提供するなどにより、市町における就学促進のための取組が進むように働きかけていきたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

〇22番（稲森稔尚） 続きまして、小中学校への通訳派遣についてということでお伺いをします。

このことについては、午前中もありましたけれども、伊賀市からの重点要望の一つ、五つあるうちの一つで非常に重要な課題だと思っているんですけど、（パネルを示す）これが、日本語教育が必要な外国人生徒が小・中学校において増えているということで、それから、（パネルを示す）これが、どれだけの数が各市町に在籍しているかということなんですけれども、伊賀市が200人から300人のところにいますけれども、今6%を超えていて、県内で割合としては6.2%ということで最も多くなっています。その次が、いなべ市の4.1%、津市の3.4%と続いているんですけれども、授業や学校での教育活動とは別に、保護者の方との連携が必要不可欠です。日常の連絡だけではなく、生徒指導や進路相談、緊急の事案が起きたときには家庭訪問といった通訳対応が必要になっているという現場の声を聞いてきました。

県では、国際化対応の教員の加配や、教員免許を持って通訳対応も可能な巡回相談員を派遣していただいているということなんですけれども、伊賀市では、教育委員会とは別に、市民対応する市民生活課の通訳派遣で調整をしたり、NPOに依頼したりして何とかしのいでいるが、非常に厳しい状況にあるということもお聞かせいただけてきました。

大切なことは、言葉の壁が、あるいはルーツの違いが、その子どもたちの将来を左右してしまっているような現実が残念ながらあるということだと思

います。日本語指導が必要な子どもたちのための通訳派遣や巡回相談員の拡充をぜひ行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 通訳派遣とか、それから巡回相談員の増員についての御質問でございます。

県教育委員会では、外国人児童・生徒の学校生活への適応指導や保護者への通訳等を行うために、市町の要請に応じて、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の外国人児童・生徒巡回相談員の派遣を行っており、今年度は1名増員し計13名で対応しております。平成30年度は伊賀市への488回を含め、15市町で2814回、学校訪問を行いました。

また、外国人児童・生徒の多い7市では外国人児童・生徒の受け入れの充実を図るため、巡回相談員の対応言語以外を担当する母語支援協力員等の派遣やタブレット等を活用した通訳など、市独自の取組を進めておられます。

例えば、伊賀市におきましては、NPO法人等の協力のもと教育相談や入学説明会に対して通訳者を派遣し、外国人児童・生徒や保護者への支援が行われております。県としては、これらの取組に対して、国事業を活用して財政的支援をしております。

今後のことでございますが、県としては、各学校が抱える課題に迅速に対応できるよう通訳の派遣を行い、外国人児童生徒巡回員がこれまで以上に児童・生徒の思いを聞き取り、困り感や要望を丁寧に把握し、教員と情報共有をして支援をしていけるような体制整備を図っていくこと、このことについて検討していきたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 知事も、先日、伊賀日本語の会へ行っていたいて、現場の声も聞いていただいていたんですけど、総括的に一言決意をお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○知事（鈴木英敬） 大変、私も、こういう教え方があるのかと、寄り添って長年にわたって頑張っていたいてる姿に感銘を受けました。そういう皆

さんとともに一緒に連携して、体制を充実しながらやっていく方法について検討したいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 本来に、県の一層の協力をお願いしておきたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、（パネルを示す）このチラシ、ポスターをごらんになったこと、いろんなところであるかと思います。

ヘイトスピーチ解消法という法律が2016年にできたんですけれども、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律ということで、施行から3年を迎えました。

特定の民族や国籍などにより差別的な言動を行うヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけるものだけではなく、多様な文化や価値観を認め合い、包容力のある三重県を築いていくんだという理念にも対極にあるものと言えます。

とりわけ、昨今の日韓関係の悪化は、政府と政府の関係が国民と国民との憎しみへ変わり、ヘイトスピーチが、多文化共生を目指す三重県づくりに向けて悪影響を及ぼしてしまわないかということをお大変心配しているところで

す。

昨今の情勢も踏まえて、ヘイトスピーチ解消に向けた知事の御所見をお伺いしたいと思います。

あわせて、人権が尊重される三重県をつくる行動プランの改定に当たって、ヘイトスピーチの問題を明確に盛り込む必要があると考えますけれども、この点についても考え方を聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ヘイトスピーチに対する考え方と人権のプランについて、述べたいと思います。

県の委託事業によるインターネット上の差別的な書き込みのモニタリングでは、日韓関係の悪化などにより、在日韓国、朝鮮人に係る差別的な書き込

みが平成29年度から平成30年度にかけて倍増、さらに令和元年度も増加傾向にあります。

いわゆるヘイトスピーチについて、特定の国籍の人々などを誹謗中傷し、排斥するような差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするおそれがあり、決してあってはならないものと考えています。

また、本県では、外国人住民の割合が全国的に見ても高く、入管法の改正によって、さらに増加が想定される状況にあり、多文化共生社会づくりを進めていく上でも到底許されないものであると考えています。

県におきましては、三重県人権施策基本方針及び三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、多文化共生社会の実現を目指しているところであります。さらに、ダイバーシティみえ推進方針を策定し、取組を進めているところであります。

現在、来年度からの4年間を取組期間とする、三重県多文化共生社会づくり指針及び人権が尊重される三重をつくる行動プランの改定を行っているところです。

三重県多文化共生社会づくり指針については、入管法改正など社会状況の変化に対応して、国籍や文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いていくことを盛り込みます。

また、人権が尊重される三重をつくる行動プランについては、ヘイトスピーチのない社会の実現に向けた取組という項目を設け、啓発による意識醸成や先行する他自治体の事例研究、国の制度要望などを盛り込み、しっかりと取り組んでまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

〇22番（稲森稔尚） ヘイトスピーチについては、施行から3年がたって、啓発だけにとどまらず、いろんな条例を整備したり、ガイドラインを設けたりというような自治体自らの動きというのが出てきていますので、その辺の研究もしっかりしていただきたいと思います。みんなで多様性と包容力のある三重県にしていきたいと思います。知事、みんなを幸せにしていきたいと思います。よ

ろしく願います。ありがとうございました。終わります。（拍手）

○副議長（北川裕之） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

倉本崇弘議員の質問に対する、関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） お疲れのところ、10分間いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

倉本議員のIR誘致についてという一般質問の中で関連をいたしまして、知事は様々な観点からの研究という言葉が発せられました。

（新聞を示す）これは毎日新聞で、カジノのことが、IRのことが、報道が25日に幾つかされております。

そんな中で、自治体で名乗りを上げているところがあり、小さい地方ではなかなか要件が大き過ぎて難しいのではないかなどという要望も出ていたりするんですが、様々な観点、これまでも教育面での問題や依存症のことや、そしてまた、アメリカではとても豪華ですてきな映像なんかが映画で流れますけれども、お隣の韓国でのIRでは、まちが本当に疲弊をしていつている報道とか、様々流れております。

そんな中で、今年の8月8日、その当時自民党の幹事長の代行であられた萩生田光一さんが、カジノの推進の集会で発せられた発言というのを御存じでしょうか。そして、そのことが9月4日発表のIRの基本方針に盛り込まれているんですが、そのことは御存じでしょうか、どういうことか。

○知事（鈴木英敬） クイズのような御質問、ちょっと余り今までありませんけれども、存じ上げておりません。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） クイズであれかこれかではなくて、これはIRにかかわることの一連の動きの中で、私は重要な発言であったと思うので、このことが施策、基本方針の中にも盛り込まれてきたということで、今後、様々な観点でもって、研究は知事1人でするわけじゃないんですけれども、組織とし

てされるという中で重要なことだと思って今お伺いをしたわけです。

というのは、いろいろ自治体から手を挙げよと言う中に、区域整備計画というのを示されて、政府はこれを問うたわけですね。そして、地域で激戦化と今言われているわけなんですけれども、その区域整備計画というのが様々な条件があって、規模とかあるんですが、その中に期間要件というのがあるんだそうです。

そして、こういうふうに発言されております。海外の投資家やオペレーションを目指している企業の方々からは、IR区域の認定に最初に10年間の許可を与え、5年間ごとに更新の手続をすることになっていることが、海外のIR事業者の大きなリスクにつながっていることは我々も承知をしている。あえてこの場で申し上げるが、基本方針をこれからつくる中で、解説をきちんと入れさせる。10年たったときに、知事や市長や議会の構成が変わって、やっぱりあんたたち出ていってくれと言っても訴訟になる。これはどうあっても自治体の側に非があるということになる。大きく安定的なビジョンがあって、投資が始まってしまっているのだから、10年たったときに市長が変わったからといって、住民が嫌だと言って、事業を直ちにやめるということとはできないようになっている。

政府の基本方針、これを受けて4日、公表です。IR事業は長期間にわたる安定的で継続的な実施の確保が必要であることを踏まえ、都道府県等とIR事業者との合意により、区域整備計画の認定の有効期間を超えた、つまり区域整備計画には一応書くけど、10年、5年、5年というのは書くけれども、有効期限を超えた期限を定めることも可能であるというふうに基本方針に、案の中に書かれているんだそうです。

都道府県等は、公益上必要があるものとして、区域整備計画の認定の取り消しの申請を行おうとするときには、IR事業が廃止されることに伴う社会的影響等も踏まえた上で、慎重な考慮を行うことが必要であると、つくる前からやめることになった場合とかそういうことまで考えてはいるんだそうですけれども、マカオやシンガポールでは、認定事業期間というのが20年とさ

れているので、日本が、10年、5年、5年ということになると参入しにくい。多額のお金を、1兆円にも上る巨額の初期投資を回収するには、やっぱり期間が長く要る、でも、長い間にはいろんなトラブルも起こってくるかもしれない、これがもろ刃なんですけれども、それで萩生田さんは言ったことが、これを30年としても、国の基本方針には一応10年、5年、5年と書いてあって、でも、それは地方自治体がお互いに決めるときの自由ですよということも書きかえる中で、30年間で締結することができるような、そういう道もつくっておき、それが優先すると言うんです。

30年たったら何歳になるでしょうかという話がどこかでありましたけれども、30年後まで、例えば30年と実施協定を結んでしまえば、その間何もできない、住民からいろいろな問題が起こって、これはだめだとか、また行政がこれは困るとか、そういうようなことが起こっても、これはほうことができないということになるというのが今ちょうど案ですけれども、紹介されたものなんです。

倉本議員からも様々な方向で考えてほしいという話がありましたけれども、RDFの発電であったり、ガス化溶融炉もかつての問題があったことを本当に、私、知事が前期に、このことの解決のために奔走されたというか、御苦労されたと思っています。けれども、今、これからです、今日決めるわけではないです。これからカジノのことを研究されるに当たって、例えば協定期間というようなことも、三重県はないと思いますけれども、もしこういうような制度になって、やっぱり業界は、アメリカから参入してくるカジノ業界の力というのは、こわもてでありますから大変強い。そんな中で、それぞれの都道府県が、例えば三重県、そんなことになってはほしくないけれども、交渉するときにやり切られてしまうというか、追いやられてしまうというようなことも、そこまで私は考えを及ばせながら、様々な観点からの研究を、もしするならしていただきたいということです。

倉本議員のいろいろな提案に対して様々、それも熟慮すると、十分に考慮するとお答えになりましたけれども、今御紹介しましたこのようなことも、

十分、考慮に入れていただきますでしょうか。知事の御所見をお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 山本議員は大変ＩＲ整備法に詳しいので、なるほどと思ったところですが、研究についてなんですけれども、先ほど、倉本議員からの答弁でも申し上げましたが、先日、桑名市長から要望をいただいて、これまでの答弁で申し上げてきたとおり、地域からそういう御要望があったので、研究をするということであって、加えて、周辺地域の治安や青少年の健全育成への影響、依存症の増加といった社会的懸念などに対する県民の皆さんの不安もありますので、決して誘致ありきではなく慎重に研究していくのが前提だと申し上げました。

研究の内容は、そもそも今のＩＲ整備法の詳しいところまで私自身ちょっと存じ上げていないところがありますけれども、そもそもＩＲとはどういうものか、今まで研究をしておきませんので、現時点では具体的にこういう内容を研究すると申し上げる段階にありませんが、一般的には地域や暮らしに様々な側面でどういう影響があるのかということ进行调查することになると考えていますが、詳細については、現在、事務方でどういう内容を検討するかということを考えてくれております。

いずれにしても、何かＩＲに関して心境の変化があったとかいうことでもなく、地域からの意向があれば研究すると申し上げてきたことを、そのまま実践したということです。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 少し安心をしておりますが、三重県でなければいいという問題でもこれは結局はないところだと思っています。

地方創生という言葉はとても大切な言葉で、そのやり方についてはいろいろ思いはありますけれども、人間というか、その人間力と、そしてからやっぱり経済、商いと、そしてまた文化と、それらが一緒になって地域をつくっていくということのこれまでの積み上げのことを倉本議員も言われたけれども、カジノというのはもともと違法ですけれども、奪い合う商いで

ございます。取り上げていく、お金を巻き上げていく商いであります。やっぱり地方創生という観点で、つくり上げていく商いへということを三重県が追及していただくことを望みまして、知事の今の答弁に大変力づけられて安心をいたしまして、私の関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（北川裕之） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時11分休憩

午後 3 時12分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第 2、議案第24号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、9月25日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第24号令和元年度三重県一般会計補正予算（第3号）につきましては、去る9月24日該当の分科会で詳細の審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採

決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

議案第24号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休

会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明27日から29日までは、休会としたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明27日から29日までは、休会とすることに決定いたしました。

9月30日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時14分散会